令和5年第2回定例会

環境生活農林水産常任委員会 説明資料

\odot	所管事項説明	
1	「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」	
	への回答について(環境生活部関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・]
2	「三重県人権施策基本方針(第三次改定)」中間案及び「第五次人権が尊重	
	される三重をつくる行動プラン」素案について・・・・・・・・・・・	2
3	「三重県多文化共生社会づくり指針(第3期)」の基本的な考え方について	5
4	令和5 (2023) 年版 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次	
	報告書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	令和5 (2023) 年版 三重県男女共同参画年次報告書について ・・・・・	Ć
6	三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす年次報告書について ・・・・・・・	1
7	「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画(仮称)」中間案について ・・・	1
8	令和 5 (2023) 年度版 三重県サステナビリティレポートについて ・・・	2
9	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
10	各種審議会等の審議状況について ・・・・・・・・・・・・・・・	5
別	冊1 「三重県人権施策基本方針(第三次改定)」中間案	
別	冊2 「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」素案	
別	冊3 「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画(仮称)」中間案	
년(1-	皿 4 	

令和5年10月11日 環境生活部

1 「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について(環境生活部関係)

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
3 – 2	交通安全対策の推進	環境生活部	析し、新たな対応策を検討されたい。	飲酒運転事故件数の増加の原因については、コロナ禍における行動制限の緩和、県内交通量や総事故件数の増加、依然として飲酒運転の危険性や結果の重大性に対する認識の甘さが運転者にあるなど、様々な要因が重なっているものと考えています。今後は、新たに酒類販売の店舗等へのステッカー・チラシの配布や大型イベント会場での飲酒運転防止の呼びかけなどに取り組むとともに、引き続き、県・県警・関係団体が連携しながら、飲酒運転根絶に向けて、様々な場面に応じた広報啓発や交通安全教育の強化に努めてまいります。
			についての記載はあるが、妨害運転について 明記されてない。妨害運転については、県民 の身近な問題であり、不安を感じるところで あるため、飲酒運転だけでなく、妨害運転に	「県政レポート」における記述は、「みえ元気プラン」の重要業績評価指標として掲げた違反を中心に例示的に列挙しているもので、個別具体的な違反名を記述しなくとも県民が身近に不安を感じる妨害運転を始め、電動キックボードや自転車の通行ルールの周知等、様々な交通安全対策に取り組んでいく趣旨であることを御理解いただくようお願いいたします。

_

2 「三重県人権施策基本方針(第三次改定)」中間案及び「第五次人権が 尊重される三重をつくる行動プラン」素案について

1 改定の経緯

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の施行等に伴う三重 県人権施策基本方針の改定について、令和5年6月の環境生活農林水産常任 委員会において、その骨子案をお示ししたところです。

今般、三重県人権施策審議会での審議をふまえ、基本方針(中間案)とあわせて中期計画である「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」(素案)を取りまとめましたので、報告します。

2 基本方針(中間案)の概要

- (1) 第1章 基本的な考え方
 - ①めざす社会

不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現をめざします。

②基本理念

全ての県民が互いに認め合い、人権が尊重される社会の実現に向け、次のことを基本理念として取り組みます。

ア 多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現

イ 差別を解消し、互いに認め合い、支え合う社会の実現

③人権尊重のための基本姿勢

ア 県、県民、事業者それぞれの主体の役割 行政だけでなく、事業者やさまざまな団体、県民一人ひとりが人権尊 重の視点に立ってそれぞれの主体に応じた役割を果たす

イ 県民、事業者等と協働した人権が尊重されるまちづくり 県民、NPO、事業者などが相互に連携を図り、「人権が尊重されるま ちづくり」の取組を展開する

(2) 第2章 人権施策の推進

資料のとおり

(3) 第3章 人権施策の推進体制等

①人権尊重の視点に立った行政の推進

県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組みます。

②人権施策の推進体制と仕組み

ア 国・市町、関係団体等と連携して取り組み、県庁内では横断的な推進 体制で取り組む

イ 具体的な取組を進めるため「行動プラン」を策定し、毎年度の取組の 成果や課題を年次報告として取りまとめる

3 行動プラン(素案)の概要

行動プラン (素案) の取組方向については、資料のとおりです。

4 今後のスケジュール

三重県人権施策審議会や議会からの意見、パブリックコメントでの意見を ふまえ、基本方針及び行動プランの今年度中の改定をめざします。

令和5年10月 常任委員会

パブリックコメント

12月 第3回三重県人権施策審議会 令和6年2月 定例月会議(基本方針案を議案として提出)

3月 常任委員会

	三重県人権施策基本方	- 5針(第三次改定)(中間案)の概要	行動プラン (素案) 【取組方向】	資料
I	人権啓発および人権教育の推進			
	1 人権啓発	あらゆる人権課題について、幅広い理解の促進を図り、自分自 身の問題としてとらえてもらえるよう効果的な啓発活動を行う	1 効果的な啓発活動の推進2 さまざまな主体との協働による啓発活動の推進3 事業者等への啓発活動の推進4 啓発活動を担う人材の養成	
	2 人権教育	人権を大切にする心を育てる取組を進めるとともに、人権尊重 の意識と行動力を育む取組を教育活動全体を通じて推進する	1 就学前における豊かな人間性の育成2 学校教育における人権教育の推進3 社会教育における人権教育の推進4 事業者・民間団体における人権教育の推進5 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進	
п	不当な差別その他の人権問題を解消するが	ための施策の推進		
	1 相談体制の充実	相談窓口の広報に取り組むとともに、差別解消条例に定める相談体制(助言、調査、関係者間の調整)等が実施できるよう体制の充実を図る	1 相談窓口の広報と充実 2 相談体制の強化 3 相談機関等相互の協働・連携の強化	
	2 紛争解決に向けた取組の充実	差別解消条例に基づく、「助言、説示及びあっせん」を迅速か つ適切に実施し、当事者間の問題解決を図る	1 人権侵害に対応するための取組2 紛争解決体制の適切な運営3 人権侵害への対応に関する啓発と広報	
ш	課題別施策の推進			
	部落差別(同和問題)	県民一人ひとりが部落差別の解消を自らの課題として受けとめ、 実際の行動に結び付く教育・啓発活動を推進する	1 部落差別の解消に向けた教育・啓発活動の推進 2 公正な採用選考の確立や就労促進のための取組 3 部落差別の解消に向けた人権尊重のまちづくりの推進 4 部落差別の解消に向けた人権擁護の推進 5 インターネットによる差別的な書き込みの早期発見・削除と防止に向けた対応	
	子ども	子どもの健やかな育ちを支援するため、行政、学校、家庭、地域などさまざまな主体が連携した取組を促進する	1 子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進 2 子どもの健やかな成長のための環境づくり 3 児童虐待防止と啓発活動の充実 4 いじめ防止対策の推進	
	女性	男女共同参画意識の一層の浸透を図るとともに、DVや性暴力の被害者等困難な問題を抱える女性に対する切れ目のない支援の取組を進める	1 男女共同参画を推進するための基盤の整備 2 働く場におけるジェンダー平等が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり 3 暴力等から人権を守る環境づくりと健康の支援	J
	障がい者	ユニバーサルデザインのまちづくりの理解を深めるとともに、 障がいを理由とする差別解消のための支援体制を強化する	1 障がい者の権利擁護の推進2 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進3 障がい者の地域生活の支援と社会参加、参画の環境づくり4 精神障がい者の地域生活の支援5 インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の促進	
	高齢者	虐待や認知症に関する正しい知識の周知により、高齢者の尊厳 確保等を図るとともに、地域包括ケアシステムを深化・推進する	1 高齢者の社会参加、参画の促進と交流 2 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備 3 住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実	
	外国人	行政生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、さ まざまな主体と連携した日本語教育の体制づくりに取り組む	1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進 2 文化的背景の異なる住民が一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活 3 外国人の権利擁護と社会参画の促進	の支援
	患者等	患者本位の医療体制づくりの推進や、患者等に対する偏見や差 別を解消するために、正しい知識の普及・啓発を推進する	1 患者本位の医療体制づくりの推進2 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進3 患者への支援体制の充実	
	犯罪被害者等	犯罪被害者等のカウンセリング体制の充実に取り組むとともに、 権利や利益の保護のため総合的な支援を実施する	1 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進2 犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進3 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援	
	インターネットによる人権侵害	人権の視点に立った正しい知識や理解を深める啓発の推進や差 別的な書き込みに対するモニタリングを実施する	1 インターネットの正しい活用に向けた啓発の推進2 インターネット上における人権尊重の意識を高める教育の推進3 インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり	
	性的指向•性自認	性の多様性に関する社会の理解を深める啓発の推進やパート ナーシップ宣誓制度の周知と利用先の拡充を図る	1 LGBT等の当事者支援等の推進 2 性の多様性を尊重する社会づくりに向けた環境整備 3 性の多様性に関する啓発・教育の推進	
	ひきこもり	ひきこもり当事者の把握・早期対応を行うための仕組みづくり やアウトリーチ(訪問型)支援の充実に取り組む	1 ひきこもりに関する情報発信・普及啓発2 当事者や家族に寄り添った支援の充実3 社会参加と多様な担い手の育成・確保	
	あらゆる人権課題の解消に向けて(アイヌの人びと、刑を終えて出所した人等、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等等)	あらゆる人権課題に関する教育・啓発活動の推進や相談体制の 充実に取り組むとともに、不当な差別に係る紛争解決を図る	1 あらゆる人権課題の現状把握 2 あらゆる人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進 3 人権侵害に対応するための取組の推進	

「三重県多文化共生社会づくり指針 (第3期)」の基本的な考え方について 3

指針改定の趣旨

県では、平成28(2016)年3月に「三重県多文化共生社会づくり指針」を、令和2(2020) 年3月に「三重県多文化共生社会づくり指針(第2期)」を策定し、多文化共生施策を進め てきました。

また、日本語教育については、国において、「日本語教育の推進に関する法律」(令和元 (2019) 年6月施行) および「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進 するための基本的な方針」(令和2(2020)年6月閣議決定)が定められたことから、令和 3 (2021) 年 3 月に「三重県日本語教育推進計画」を策定し、日本語教育の体制整備に取 り組んでいるところです。

日本語教育の推進は、外国人住民と日本人住民の交流の機会を増やし、互いの文化や考 え方の相互理解を促すことから、多様な背景の人びとが地域社会を一緒に築く多文化共生 に繋がります。このため、令和5(2023)年度末で終期を迎える現行の指針に日本語教育推 進計画を統合し、一体的に取り組むことで、多文化共生社会づくりの一層の推進を図るこ ととします。

○三重県多文化共生社会づくり指針(第2期)

令和2年度~令和5年度

└○三重県日本語教育推進計画

令和3年度~令和5年度

◎三重県多文化共生社会づくり指針(第3期) 令和6年度~令和8年度

2 指針改定の基本的な考え方

外国人住民に対する支援や多文化共生への県民意識の醸成は進んでいるものの、まだ十 分とは言えない状況のため、現行指針の「めざすべき多文化共生の地域社会像」を引き継 ぎながら、現行指針の成果や課題、4年間における環境変化等をふまえるとともに、多文 化共生に係る有識者や支援団体、外国人住民等からのご意見なども幅広く反映していきま す。

なお、現行指針の基本施策と残された課題、次期指針での取組の方向性については、資 料のとおりです。

【めざすべき多文化共生の地域社会像】

- 多様な文化的背景の住民が、地域社会を一緒に築いています。
- 多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされています。

3 今後のスケジュール

三重県多文化共生推進会議等や議会からの意見、パブリックコメントでの意見をふまえ、 三重県多文化共生社会づくり指針の今年度中の改定をめざします。

令和5年 10月 常任委員会

11月 外国人住民や有識者等への「中間案」に係る意見聴き取り

12月 常任委員会で「中間案」を説明

令和6年 1月 パブリックコメントの実施

2月 外国人住民や有識者等への「最終案」に係る意見聴き取り

3月 常任委員会で「最終案」を説明 計画策定(公表)

め

ざす

ベ

き多文化共生

の

)地域社

会

指針改定の趣旨

三重県多文化共生社会づくり指針は、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける社会を築くため、本県の取り組む施策を体系的に掲げたもの

- ■平成28年3月 三重県多文化共生社会づくり指針 ➡令和2年3月 第2期(~令和5年度終期)
- <u>令和3年3月</u> 三重県日本語教育推進計画(~令和5年度終期)
- 日本語教育の推進は、外国人住民と日本人住民の交流の機会を増やし、互いの文化や考え方の相互理解を促す ことから、多様な背景の人びとが地域社会を一緒に築く多文化共生に繋がる。
- ・指針(第3期)では、日本語教育推進計画を統合し、主要施策として一体的に推進する。

指針改定の基本的な考え方

外国人住民に対する支援や多文化共生への県民意識の醸成は進んでいるものの、 まだ十分とは言えない状況のため、現行指針の「めざすべき多文化共生の地域 社会像」を引き継ぎながら、現行指針の成果や課題、社会情勢の変化をふまえ、 改定を行う。

めざすべき多文化共生の地域社会像

- ①多様な文化的背景の住民が、地域社会を一緒に築いています。
- ②多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされています。

◎三重県多文化共生社会づくり指針 (第3期) 令和6年度~令和8年度

◆現行指針の基本施策

多文化共生に向けた知識や知恵の共有と人権意識の定着

【これまでの取組】

- ●国際交流員(アメリカ、オーストラリア、ブラジル、中国)による多文化共生に係る出前講座の実施や、「やさしい日本語」の普及促進
- ●県内で活躍する外国人住民を紹介するドキュメンタリー映画の 製作・上映を通じた多文化共生の意識の醸成

【課題】

●令和4年度の県民へのアンケートでは「多文化共生の社会になっている」と答えた県民の割合は37.9%で、4割に満たない。

三重県多文化共生推進会議、三重県外国人住民 会議など、有識者や支援団体、外国人住民等か らの意見を幅広く反映し、今年度中に改定。

【有識者の声】

○多文化共生に積極的な姿勢の地域住民をつなぎ、行政が コーディネートしていくことが重要

外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

【これまでの取組】

【これまでの取組】

フォーム」を開設

- ●外国人住民が必要とする行政・生活情報を多言語ウェブサイト「MieInfo」で提供
- ●県内に在住する外国人等を対象に、一元的相談窓口「みえ 外国人相談サポートセンターMieCo」を運営
- ●医療機関への医療通訳の必要性にかかる広報啓発や、医療 通訳の人材育成を実施
- ●外国人防災リーダーの育成や、避難所での外国人受け入れ 態勢の訓練等を市町と連携し、モデル事業として実施

多文化共生社会づくりへの参画促進

●県内在住外国人の日本語習得に向けた体制を計画的に整備す

●日本語教育において、県全体を総括し、地域を支援する役割

●日本語教育関係者の情報共有やネットワーク強化を目的に日

本語教育に関する情報サイト「三重県日本語教育プラット

の専門家を配置し、地域におけるキーパーソンを育成

るため「三重県日本語教育推進計画」を策定

【課題】

- ●「MieCo」に寄せられる相談は開設当初よりも複雑化して おり、困難案件も増加している。
- ●新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外国人住民への適切な情報提供の必要性が再認識されている。

【外国人住民の声】

○行政サービスの情報について、日本語が難しく、多言語化 が十分になされていない。

【課題】

- ●就労外国人やその家族の増加により、ライフラインとしての 生活のための日本語教育を必要とする外国人が増加している。
- ●県内の日本語教室は14市町に37教室のみで、学習希望者 に対する体制が不十分

【MieCo相談事例】

〇長年日本に在住していても、コロナ禍では日本語が話せない ことを理由に病院の受診を断られたケースがあった。

【有識者の声】

〇外国人住民に対して、来日初期段階からの日本語教育が必要

次期指針での取組の方向性

多文化共生の意識定着と参画促進

- ▼外国人住民と日本人住民の相互理解の 促進と人権意識の定着
- ※ 多文化共生月間の創設(1月)
- ■自治体職員や外国人を雇用する企業担当 等への「やさしい日本語」の普及促進

外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

- ■MieInfoでの必要な情報の提供や、 MieCoの相談体制の充実
- ▼市町や関係部局と連携した、災害や医療などの命に関わる情報の多言語化および「やさしい日本語」の促進

生活に必要な日本語教育の体制整備

- ■増加している就労外国人およびその家族を含む県内外国人住民への学習機会の提供のための、市町の日本語教室設置支援
- ■オンラインモデル日本語教室の検討

【外国人住民の状況】

- ●令和5年1月1日時点の外国人住民数は、57,312人と過去最多を更新(県内総人口に占める外国人住民の割合は3.23%で全国4位)
- ●今後は「永住者」の高齢化が見込まれるほか、特定技能制度の対象分野の拡大等により、「家族滞在」を含め、幅広い年代の 外国人住民の増加が見込まれる
- ●「特定技能」は転職が可能であるため、今後は、より居住環境の整った自治体への集住が進む可能性あり 【大き数 ** ○ ** 】

【有識者の声】

○家族を帯同する外国人が増えており、今後は未就学児をはじめ、さまざまな年代の外国人住民への施策の拡充が必要

新規

ライフステージに応じた支援

■妊娠・子育て・教育・就労・医療・介護など、ライフステージに応じて必要となるサービスを整理し、市町や関係部局と緊密な連携を図り、切れ目なく享受できるよう取組を進める。

社

4 令和5 (2023) 年版 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン 年次報告書について

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」(以下「差別解消条例」という。)第11条第5項に基づき、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」(計画期間:令和2年度~令和5年度)に掲げる各施策の令和4年度の実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。

1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

(1) 令和4年度の主な取組

人権が尊重されるまちづくりに取り組む県内の企業、住民組織、団体等を対象に活動状況を調査し、県ホームページ等で情報発信するとともに、自治会等が開催する研修会へ講師を派遣しました。

(2) 令和5年度以降の主な取組

人権が尊重されるまちづくりが県内全域に広がるよう、研修会等の参加者の利便性 向上のため、インターネットの活用等、開催手法を工夫します。

2 人権意識の高揚のための施策

(1) 令和4年度の主な取組

人権意識の高揚を図るため、広報紙、テレビ・ラジオ、ホームページ等による啓発 や講演会・研修会等を開催しました。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、患者等への差別や偏見を防止するため、ショッピングセンターで知事メッセージを放送しました。

(2) 令和5年度以降の主な取組

さまざまな人権課題について、人権課題や年齢層に応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する正しい知識や情報を提供します。

3 人権擁護と救済のための施策

(1) 令和4年度の主な取組

各種相談窓口の職員等を対象とした研修を実施し、資質の向上を図りました。また、多岐にわたる相談者のニーズに対して適切なアドバイスができるよう、さまざまな団体との連携を図りました。

(2) 令和5年度以降の主な取組

差別解消条例に基づき、人権センターを中心とした各相談機関が連携して人権問題に係る相談に対応するとともに、相談内容に応じて、助言、調査、関係者間の調整を実施します。また、相談対応での解決が困難な不当な差別に係る紛争については、助言、説示、あっせん等を行います。

4 人権課題のための施策

(1) 令和4年度の主な取組

【同和問題】

三重労働局、各ハローワークと連携し、県内の企業や事業者向けに「公正採用選 考研修会」を開催しました。

【子ども】

さまざまな「子どもの居場所」の活動や市町の取組について、事例発表と意見交換を行うとともに、「子どもの居場所」づくり団体の運営支援を行いました。

【女性】

女性が働きやすい職場づくりの取組促進を図るため、各企業等における取組改善案を検討提案する、「みえ働くサスティナラボ」を実施しました。

【障がい者】

障がい者スポーツの一層の裾野の拡大に向け、「三重県障がい者スポーツ支援センター」を令和4 (2022) 年8月に開設しました。

【高齢者】

地域包括支援センター職員への研修を実施するとともに、市町や地域包括支援センターの要請を受けて地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣しました。

【外国人】

外国人住民のサポートに役立つ情報を掲載する「三重県日本語教育プラットフォーム」の運用を開始しました。

【患者等】

ハンセン病問題を含む感染症に対する偏見・差別の問題について、専門家を招いたフォーラムを開催するとともに、YouTube にて配信しました。

【犯罪被害者等】

犯罪被害者等に対してカウンセリングの実施や見舞金の給付などの支援を行いま した。

【インターネットによる人権侵害】

インターネット利用者に対して直接働きかけるターゲティング広告(SNS広告) を通じて、差別的な書き込みの未然防止を図りました。

【さまざまな人権課題】

「ひきこもり支援推進計画」に基づき、県民の理解促進に向けて、フォーラムの 開催やハンドブックの作成などに取り組みました。

(2) 令和5年度以降の主な取組

人権課題が多様化・複雑化していることから、国や市町、関係機関等とも連携し、 課題の把握に努めるとともに、さまざまな人権に関わる課題を解決していくため、人 権施策の着実な推進に努めていきます。

5 令和5年(2023)年版 三重県男女共同参画年次報告書について

「三重県男女共同参画推進条例」第12条および「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」第10条の規定に基づき、「第3次三重県男女共同参画基本計画」 (計画期間:令和3~12年度)に係る施策の令和4年度実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。

1 年次報告書の概要について

(1) 基本方向 I 職業生活における女性活躍の推進

【主な取組実績(令和4年度)】

- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、専門アドバイザーを派遣し、 常時雇用労働者数100人以下の県内企業に対し、一般事業主行動計画策定を支援しま した(支援数7社)。
- ・女性が活躍できる環境整備に向けて、県内企業・団体等で構成する「女性の大活躍推進三重県会議」等と連携し、企業の取組促進を図りました(令和5年3月末会員数576団体)。
- ・女性のキャリアとライフの両立をテーマに、職場環境の改善を検討・提案するグループワーク(「みえ働くサスティナラボ」)とその成果発表会を実施しました(グループワーク参加企業17社26名、成果発表会121名参加)。
- ・誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方を実現するため、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進め、県内企業への働き方改革の普及を図りました(アドバイザー派遣:15社、登録企業数:158社、表彰企業:5社)。
- ・待機児童の解消に向けて、保育士を加配して低年齢児保育の充実を図る市町を支援 (14市町、115施設) しました。また、保育士をめざす学生への修学資金貸付の対象 を30人から50人に拡充し、貸付を行う(新規49人、継続27人)とともに、保育補助 者として保育現場で働きながら保育士をめざす取組を支援しました。

【今後の主な取組方向(令和5年度以降)】

- ・働く場におけるジェンダーギャップの解消や女性活躍の推進に向けて、意思決定の場 への女性の参画、長時間労働をはじめとする男性中心型労働慣行の見直し、仕事と 子育て・介護の両立、誰もが能力を発揮できる環境の整備などの取組をさらに進め ていく必要があります。
- ・このため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等の策定支援、働く女性の目線での職場環境改善に向けた取組を行うとともに、企業や団体等に「女性の大活躍推進三重県会議」への加入の働きかけを継続していきます。また、働き方改革の普

及に向けた登録・表彰制度等や、保育の充実をはじめとした子育て支援を行っていきます。

(2) 基本方向Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤の整備

【主な取組実績(令和4年度)】

- ・県の審議会等において、女性委員の割合が委員総数の40%以上60%以下となるよう庁 内各部局へ働きかけるとともに、市町職員を対象とする会議や研修等を通じて市町 の審議会等における女性委員選任に向けて働きかけを行いました。
- ・男女共同参画意識の向上を図るため、「フレンテみえ」において、「男女共同参画フォーラム~みえの男女(ひと)2023~」をはじめ、講演会や講座を開催しました(主な講演会 令和4年4月379名参加、令和5年3月766名参加)。
- ・「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」、性の多様性に 関する相談窓口、三重県パートナーシップ宣誓制度について、会議やイベントをはじ め様々な機会を活用して、幅広く周知しました。

【今後の主な取組方向(令和5年度以降)】

- ・県や市町等の審議会等の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画および性の多様性に関する社会の理解に向けて意識の普及や教育等の取組を推進していく必要があります。
- ・このため、女性の割合が低い県の審議会等について、改選の際には、女性人材に関する情報の伝達、事前協議をするなど、女性委員の選任を働きかけていきます。また、 市町に対して、県の取組や先進事例等について情報提供し、審議会等における女性 委員の選任が進むよう働きかけていきます。
- ・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」にて、出前講座「フレンテトーク」を 企業・団体・学校等へ行うとともに、「男女共同参画フォーラム」をはじめとするイ ベントや講座等を行い、市町や県内の学校等とも緊密に協力しながら、男女共同参 画意識の普及等を図ります。

(3) 基本方向Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境の実現

【主な取組実績(令和4年度)】

- ・性の多様性への理解や環境づくりが進むよう、県民を対象とした映画およびトークショー形式の啓発イベントの開催や、企業を対象とした研修会を実施するとともに、性の多様性に関する悩み等への電話・SNS相談(「みえにじいろ相談」)、当事者等の交流会を実施しました(啓発イベント137名参加、企業向け研修(令和4年12月70名参加、令和5年2月32名参加))。
- ・三重県パートナーシップ宣誓制度の利便性の向上を図るため、市町や民間企業と連携し、利用先の拡充を図りました(利用先113団体、宣誓組数49組(いずれも令和5年

3月末時点))。

- ・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、自治会等の要望に応じて、 男女共同参画等をテーマとした出前講座「フレンテトーク」を行いました。
- ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、「女性に対する暴力防止セミナー」を行うとともに、女性に対する暴力根絶のメッセージとなる「パープルライトアップ」を県総合文化センターで実施しました。
- ・ワンストップ相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、 SNSや電話相談、病院への付添支援、心理的カウンセリングなど、被害者に寄り 添った支援を関係機関と連携しながら実施しました。令和4年度の相談件数は、過 去最多の658件(前年度比21件増)となりました。

【今後の主な取組方向(令和5年度以降)】

- ・性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、 誰もが参画・活躍できる環境の整備、家庭・地域における活動や健康づくり、男女 共同参画を阻害する暴力根絶等に対する取組を推進する必要があります。
- ・性の多様性を認め合う環境づくりを進めるため、啓発イベントや研修を開催し、県 民・企業の理解促進を図ります。また、電話・SNS相談や交流会の実施など相談 しやすい環境を整備するとともに、市町・民間企業と連携し、三重県パートナーシ ップ宣誓制度で利用できるサービス等の拡充に取り組みます。
- ・DVや性暴力を許さない社会意識の醸成に向けて、警察、市町、関係機関・団体等と連携し啓発等を継続して実施します。また、DVや性暴力の被害者等が必要な支援を速やかに受けることができるよう相談しやすい環境を整備するため、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談体制の強化や認知度向上、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」における女性のための総合相談やサポート講座を実施します。

2 「第3次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画」における目標について

県では、令和3年3月に「第3次三重県男女共同参画基本計画」(計画期間:令和3~12年度)を策定するとともに、これを着実に推進するため、「第3次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画」(計画期間:令和3~7年度)を策定しました。

第一期実施計画の指標・目標項目のうち、「みえ県民力ビジョン 第三次行動計画」(計画期間:令和2~5年度)やその他の個別計画にあわせて、令和5、6年度を目標年度としているものについては、現行の三重県総合計画「みえ元気プラン」等と整合を図り、三重県男女共同参画審議会の意見を聞きながら、今年度中に指標・目標項目の更新を行います。

6 三重県飲酒運転0をめざす年次報告書について

「三重県飲酒運転0をめざす条例」(平成25年7月施行)(以下「条例」という。) 第6条第4項に基づき、「第3次三重県飲酒運転0をめざす基本計画」(計画期間:令和3年度~令和7年度)の2年目にあたる令和4年度における各施策の実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。

1 三重県の飲酒運転の現状と傾向

県内の飲酒運転による人身事故は、平成19年9月施行の道路交通法の一部改正による罰則強化、平成25年7月の条例施行以降は減少傾向で推移していましたが、令和4年は42件と前年に比べ14件の増となりました。また、飲酒運転違反取締りは、飲酒人身事故の増加に伴い、県警が取締りを強化したことにより、対前年比107件増の408件という結果でした。

飲酒運転による人身事故の増加の原因については、コロナ禍における行動制限の緩和、県内交通量や総事故件数の増加、依然として飲酒運転の危険性や結果の重大性に対する認識の甘さが運転者にあるなど、様々な要因が重なっているものと考えられます。

2 令和4年度の数値目標の達成状況

基本目標である「飲酒運転による人身事故件数」については数値目標を達成できませんでしたが、「ハンドルキーパー推進店等の指定等」、「企業等における社内教育の実施」、「各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率」、「飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率(教科または特別活動等)」及び「飲酒運転違反者の受診率」の5つの活動目標については、達成することができました。

目標項目	目標値	実績値	目標達成 状況
基本目標			
飲酒運転による人身事故件数	25 件以下	42 件	0.60
活動目標			
ハンドルキーパー推進店等の指定等	700 店以上 (事業所)	777 店 (事業所)	1.00
企業等における社内教育の実施	1,500 回以上	1,831 回	1.00
各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率	100%	100%	1.00
飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率	100%	100%	1.00
飲酒運転違反者の受診率	47%以上	59.0%	1.00

3 施策ごとの取組状況等

飲酒運転の根絶に向け、「規範意識の定着」及び「再発防止」の観点から、以下のとおり取り組みました。

(1) 飲酒運転防止について

①令和4年度の主な取組

三重県交通安全県民運動実施要綱の重点目標の一つに「飲酒運転等の根絶」を 掲げ、関係機関・団体と連携し、広報啓発活動、飲酒運転違反取締り、ハンドル キーパー運動の普及などに取り組みました。また、安全運転管理者講習を受講し た企業等による飲酒運転防止教育が実施されるなど、関係機関・団体において、 事業内容に応じ、飲酒運転根絶に向けた取組が主体的に行われました。

②令和5年度以降の取組方向

飲酒運転による人身事故は、条例施行後は減少傾向にあったものの、令和4年は増加に転じたという厳しい状況となりました。

飲酒運転による人身事故や飲酒運転違反の実態を踏まえ、「規範意識の定着」のさらなる徹底のため、四季の交通安全運動における啓発やハンドルキーパー推進の取組に加えて、新たに酒類販売店や飲食店にステッカー等を配布するなど様々な場面に合わせた啓発を強化するとともに、ラジオスポット放送や県SNSによる広報や大型イベント会場での飲酒運転防止の呼びかけなど、関係機関・団体との連携により、重点的に推進していきます。

また、警察本部においても、飲酒運転による人身事故や飲酒運転違反の実態を踏まえ、時間帯や場所等に重点を置いた飲酒運転の取締り強化に努めていきます。 さらに、令和5年12月1日施行の道路交通法改正で義務化される安全運転管理者における運転前後のアルコール検知器を使用した飲酒検査の周知、徹底を図っていきます。

(2)教育機関等による教育について

①令和4年度の主な取組

教育委員会では、各種研修会等において教職員に向けた飲酒運転根絶をめざす 教育の必要性の説明や、保健学習等において児童・生徒に向けた飲酒運転根絶に 関する指導教育を行いました。また、交通安全教育実施機関での年齢に応じた交 通安全教育や、警察本部による運転免許取得時講習等を通じて、飲酒運転防止教 育を実施しました。

②令和5年度以降の取組方向

将来にわたって飲酒運転の根絶をめざすためには、幼少期から発達段階に応じ、 飲酒が身体に及ぼす影響や飲酒運転の悪質性・危険性について正しい知識の習得 が行われるよう、徹底して働きかけを行うほか、継続して交通安全教育実施機関 における交通安全教育や、警察本部による運転免許取得時講習等を通じて、飲酒 運転防止教室を実施していきます。

(3) 飲酒運転の再発防止について

①令和4年度の主な取組

県に設置している「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」(以下「相談窓口」という。)では、98 件の相談を受理し、専門の相談員が飲酒運転違反者や家族等か

らの相談に対して適切な助言指導を行うとともに、アルコール依存症に関する受診義務の履行を促しました。また、警察本部による、運転免許取消処分者講習等による飲酒運転再発防止のための運転者教育や講習指導員に対する研修により、飲酒運転防止教育の徹底を図りました。

②令和5年度以降の取組方向

飲酒運転の再発防止には、飲酒運転違反者本人が「二度としない」といった強い自覚を持つことと、家族や周囲の者の協力により、飲酒運転を未然に防止する環境を整えていくことが必要です。このため、相談窓口においては、家族や周囲の者の協力を得ながら、受診義務の履行を促すほか、飲酒運転防止意識の醸成・定着に向け、適切な助言指導に取り組んでいきます。

また、講習実施機関の指導員に対し、適切な講習・指導が行われるよう働きかけを行っていきます。

(4) 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及び その疑いのある者について

① 令和4年度の主な取組

飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務については、さらなる受診率の向上を図るため、受診通知後 60 日を過ぎても報告がない者に行う勧告に加えて、勧告の後 40 日を過ぎても報告のない者に対する再勧告を令和3年度から開始しており、その結果、最終受診率が「59.0%」(対前年度比+3.6ポイント)となり、令和4年度の目標値を達成しています。

さらに、専門的な検査を行う指定医療機関を34機関指定するなど、受診しやすい環境づくりにも努めました。

② 令和5年度以降の取組方向

県が令和元年に実施した「指定医療機関で受診した飲酒運転違反者の状況調査」の結果によると、飲酒運転違反者の67%にアルコール依存症またはその疑いがあることから、早期受診を促し、治療につなげることでアルコール依存症等からの回復を図ることが、飲酒運転の再発防止効果が高いと考えられます。早期発見のため、アルコール依存症の正しい知識の普及を図るとともに、家族や周囲の者が適切に対応できるよう、対応方法や各種相談窓口の周知を行います。

引き続き、相談窓口において受診義務の履行を促すほか、保健所等においてアルコール依存症に関する相談を受理した場合には、アルコール専門医療機関と連携して支援を行い早期治療につなげていくとともに、令和3年度から取組を開始した飲酒運転違反者に対する再勧告を行うことで、受診率のさらなる向上に努め、早期発見・早期治療につなげていきます。

また、指定医療機関の拡大を図るとともに、関係機関・団体と連携し、アルコール健康障害やアルコール関連問題の知識の普及・啓発と、理解の促進に努めていきます。

(参考)「第3次三重県飲酒運転0をめざす基本計画」の目標

基本	基本目標 飲酒運転による人身事故件数 (年間)						
	年		R 3年	R 4 年	R 5年	R 6年	R 7年
目	標	値	27件以下	25 件以下	23 件以下	21 件以下	18 件以下
実	績	値	28件	42 件			
達	成 状	況	0.96	0.60			

【設定の考え方】飲酒運転による人身事故が 0 (ゼロ) になることをめざして、毎年 2 件以上の減少をめざします。

活動	活動目標(1) ハンドルキーパー推進店等の指定等							
	年	度		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目	標		値	700店(事業所)	700店	700店	700店	700店
実	績		値	979店(事業所)	777 店			
達		状	況	1. 00	1.00			

【設定の考え方】広く社会全体でハンドルキーパー運動を浸透させるため、新たなハンドルキーパー推進店等として、年間 700 店以上の指定をめざします。

活動	活動目標(2)企業等における社内教育の実施							
	年	度		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目	標		値	1,500回	1,500 回	1,500 回	1,500 回	1,500 回
実	績		値	1,540回	1,831 回			
達	成	状	況	1.00	1.00			

【設定の考え方】企業等の社内教育の実施について、毎年度1,500回以上の実施をめざします。

活動	活動目標(3)各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率						
	年 度		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目	標	値	100%	100%	100%	100%	100%
実	績	値	100%	100%			
達	成 状	況	1.00	1.00			

【設定の考え方】受講者に応じた飲酒運転防止内容を取り入れ、毎年度 100 パーセント実施をめざします。

活動	活動目標(4)飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率(教科または特別活動等)							
	年	度		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目	標	į	値	100%	100%	100%	100%	100%
実	績	į	値	100%	100%			
達	成	状	況	1.00	1.00			

【設定の考え方】小学校、中学校、高等学校において、発達段階に応じた飲酒運転防止に関する教育の毎年度 100 パーセント実施をめざします。

活動	活動目標(5)飲酒運転違反者の受診率						
	年 度		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目	標	値	46%以上	47%以上	48%以上	49%以上	50%以上
実	績	値	55.4%	59.0%			
達	成 状	況	1.00	1.00			

【設定の考え方】飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診率、50 パーセント以上を めざします。

7 「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画(仮称)」中間案について

1 検討状況

「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画(仮称)」(以下「計画」という。) の策定にあたり、令和4年度に伊勢湾流域圏における海洋ごみの調査結果を取りまとめるとともに、三県の県民に対してアンケート調査を実施しました。 本年度は、それらの結果をふまえて作成した計画の素案について、各県の市

本年度は、それらの結果をふまえて作成した計画の素案について、各県の市町村及び海岸管理者等へ意見照会を実施するとともに、学識経験者、民間団体、事業者、国、県、市町村で構成する各県の「海岸漂着物対策推進協議会」にて協議のうえ、中間案(別冊3)を取りまとめました。

2 計画の概要(別紙)

(1) 計画の基本的な考え方

〇 計画の位置づけ

三県は、各県それぞれの地域計画に基づく 回収・処理や発生抑制対策を継続することに 加えて、本計画により、三県が連携協力する ことで、各県単独では実施することが困難な "流域圏での広域的な海洋ごみの発生抑制 対策"を推進します。



計画のイメージ図 (案)

(2) 伊勢湾流域圏の現状

○ 海洋ごみ問題に係るアンケート調査

さまざまな情報媒体による普及啓発活動の効果として、約75%の人が環境問題への関心が高まり、さらに約56%の人がプラスチック利用削減や清掃活動へ参加するなど実際に行動を起こしたことがわかりました。

(3) 共通理念及び基本方針

① 流域圏の共通理念

内陸地域から沿岸地域までの多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、流域圏が一体となって伊勢湾の海洋ごみ対策を実施します。このことにより、伊勢湾全体の景観や海洋環境の保全を図り、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生を目指します。

② 取組の基本方針

- ▶ 調査・研究による実態把握
- 発生抑制対策の推進
- ▶ 多様な主体間の連携の確保

(4) 広域連携による海洋ごみ対策

① 海洋ごみ対策を重点的に推進する区域

地域計画では、海岸漂着物処理推進法第14条第2項第1号に基づき、海 洋ごみ対策を重点的に推進する区域(以下「重点区域」という。)を定めま す。 伊勢湾における海洋ごみが、内陸地域での私たちの生活や事業活動によって発生していることから、本計画における重点区域は、広域的な発生抑制対策を推進するための地域として、三県の伊勢湾流域全域とします。

② 調査・研究による実態把握

三県は、データの集計方法や表示方法を統一化したうえで、海洋ごみの発生状況や漂着状況等の実態把握調査を実施します。

そこで得られた海洋ごみの分布状況、発生源、流出時期等に関する調査結果については、各県の発生抑制対策や回収・処理などの対策にフィードバックします。

海洋ごみの調査結果等に関する情報は各主体と共有することで、現状と 課題について流域圏の各主体が理解を深め、共通認識を持つように促しま す。

③ 効果的な発生抑制対策

▶ 広域的な普及啓発活動の実施

三県は、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」等の連携事業を強化・拡大します。このことで、内陸地域・沿岸地域の各主体が一体となり海洋ごみ対策に取り組む意識の醸成を図るとともに、県民に対して清掃活動に参加するよう促します。

▶ 特定のごみ等を対象とした流域圏での対策

三県は、調査結果を活用し、プラスチック類等の特定のごみ等を対象とする対策を伊勢湾流域圏の県民や事業者等に呼びかけ、海洋ごみの発生抑制に向けた行動を積極的に実施するよう促します。

4) 多様な主体間の連携の確保

広域的な発生抑制対策を進めるために、三県及び名古屋市で構成する伊 勢湾総合対策協議会・海岸漂着物対策検討会(事務局:三重県)や各県の海 岸漂着物対策推進協議会を活用することで、三県、県民、民間団体、事業者、 市町村、海岸管理者等の多様な主体間の連携を確保します。

⑤ 計画の進捗管理

伊勢湾総合対策協議会・海岸漂着物対策検討会を、流域圏における広域的な海洋ごみ対策を推進するための主たる組織として位置づけ、本計画の進捗を管理します。

3 今後のスケジュール (案)

令和5年11月 パブリックコメント

令和6年 1月 各県の海岸漂着物対策推進協議会(最終案)

3月 常任委員会(最終案)、計画策定、公表

第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の背景及び目的

■国内及び世界での動き

- ▶ 海洋ごみ(漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ)は、世界規 模の問題であり、国内外で対策が進められている。
- ■伊勢湾における海洋ごみ問題
- ▶ 伊勢湾は、広い流域面積を有する閉鎖性の内湾である ことから、流域で発生したごみが河川等を通じて湾内に 流出し、湾内や湾口の海岸に漂着しやすい地理的環境
- ▶ 大雨、台風や洪水等の際には、大量のごみが海岸に漂 着し、回収・処理が困難となる場合もある。



海岸に漂着した プラスチックごみ



大雨後に港に 積み上げられた流木

流域圏での海洋ごみ対策の推進により、伊勢湾の良好 な景観や海洋環境の保全を図ることを目的に、岐阜県・ 愛知県・三重県が共同で本計画を策定

計画の位置づけ



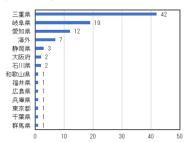
- ▶ 海岸漂着物処理推進法※に基づく。
- ▶ 伊勢湾流域圏の三県が連携協力することで、各県単独 では実施することが困難な"流域圏での広域的な海洋 ごみの発生抑制対策"を推進する。

※「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに 海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(2009年7月 施行 2018年6月改正)

第2章 伊勢湾流域圏の現状

海洋ごみの現状・発生状況

- ▶ 伊勢湾の漂着ごみ及び海底ごみは、流木や灌木等の 自然物が重量で大半を占めていた。
- ▶ 漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみのうち人工物には、生活 や、漁業・農業等の事業活動から排出されたごみが含 まれていた。
- ▶ 伊勢湾の海洋ごみの多くは、伊勢湾流域から流出して いると推定された。



三重県内の海岸で採取されたライターの表示情報(発生場所の推定)

海洋ごみ問題に係るアンケート調査

➢ 河川や海岸のごみに関する普及啓発活動が環境問題 の意識醸成や行動の実践に及ぼす効果について調査 したところ、約75%の人が関心が高まり、約56%の人 がプラスチック利用削減などの行動を実践したと回答 があった。

海洋ごみ対策の現状

- ▶ 愛知県と三重県では、漂着ごみ等の回収・処理を継続し て実施している。
- > 三県それぞれで普及啓発活動を実施し、発生抑制対策 に取り組んでいる。
- > 三県及び名古屋市で構成する海岸漂着物対策検討会 では、広域連携による発生抑制対策に取り組んでいる。



愛知県 環境学習プログラム



三重県 普及啓発動画『アナタカモ』



岐阜県 『ぎふプラスマ!』」制度

三県における発生抑制対策例

伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画(仮称) 中間案 概要版 (2/2)

第3章 共通理念及び基本方針

流域圏の共通理念

内陸地域から沿岸地域までの多様な主体がそれぞ れの役割を果たしながら相互に連携し、流域圏が一 体となって伊勢湾の海洋ごみ対策を実施することで、 美しく健全で活力ある伊勢湾の再生を目指す

森・川・海のつながりを大切に※

※スローガンは三県で現在検討中

取組の基本方針



<u>調査・研究による</u> 実態把握



発生抑制 対策の推進



多用な主体間の 連携の確保

第4章 広域連携による海洋ごみ対策

海洋ごみ対策を重点的に推進する区域

➢ 法に基づく重点区域は、広域的な発生抑制対策を推進するため地域として、三県の伊勢湾流域全域とする。

調査・研究による実態把握

- ▶ 環境省の調査ガイドラインを活用すること等により、データの集計方法や表示方法を 統一化したうえで、海洋ごみの実態把握調査を実施する。
- 三県が連携して調査結果の評価や発生抑制対策の効果検証等を実施することで実 態把握に努めるとともに、各県の発生抑制対策や回収・処理などの対策にフィード バックする。
- 調査結果等に関する情報は各主体と共有することで、現状と課題について流域圏の 各主体が理解を深め、共通認識を持つように促す。



漂着ごみの調査

効果的な発生抑制対策

■広域的な普及啓発事業の実施

- ▶「伊勢湾 森·川·海のクリーンアップ大作戦」等の普及啓発活動を強化・拡大することで、内陸地域・沿岸地域の各主体 が一体となり海洋ごみ対策に取り組む意識の醸成を図るとともに、県民に対して清掃活動に参加するよう促す。
- ▶ 民間団体等が実施する広域連携の活動を取り上げ発信することで、流域圏の連携体制の強化や水平展開につなげる。
- ▶ 普及啓発活動の情報は、ウェブサイト等を活用し発信することで、関係者と共有する。

■特定のごみ等を対象とした流域圏での対策

▶ プラスチック類等の特定のごみ等を対象とする対策を流域圏の県民や事業者等に呼びかけ、海洋ごみの発生抑制に 向けた行動を積極的に実施するよう促す。

多様な主体間の連携の確保

- ▶ 多様な主体が県境を越えて連携する体制を 構築する。
- ▶ 伊勢湾総合対策協議会·海岸漂着物対策 検討会※は、実態把握調査や発生抑制対策 の結果を評価し、必要な対策を検討する。
- > 三県は、各県の海岸漂着物対策推進協議 会を活用するなど、県内の多様な主体と連 携した発生抑制対策を行えるよう連携を確 保する。

※三県及び名古屋市の担当部局によって構成する組織。 2012年に発足し、これまで伊勢湾流域圏における総合的な海岸漂着物に 関する課題について連携して取り組んでいる。

海岸漂着物対策検討会

- ・実態把握調査や発生抑制対策等の結果の評価・内容検討
- 本計画の進捗管理

- ・実態把握調査、回収・処理、発生抑制対策の推進
- ・多様な主体との連携の確保

市町村 ・同収・処理 発生抑制対策の推進

広域連携による 海洋ごみ対策の推進

海岸管理者等 • 同収• 処理 発生抑制対策の推進

県民、民間団体、事業者等

・普及啓発活動・清掃活動等の参加・主体的な実施 ・生活や事業活動からのごみの発生抑制対策

計画の進捗管理

本計画の進捗管理は海岸漂着物対策検討会にて行うとともに、取組の実施状況等に応じて本計画の変更を検討し、 必要に応じて内容の見直しを行います。

※計画期間の設定は三県で現在検討中

8 令和5(2023)年度版 三重県サステナビリティレポートについて

県内の環境の状況や環境の保全に関して県が実施した施策等について、「三重県環境基本条例」第10条に基づく年次報告書として、「令和5(2023)年度版 三重県サステナビリティレポート」(別冊4)を取りまとめました。施策ごとの取組状況等は、以下のとおりです。

1 脱炭素社会の構築

(1) 令和4年度の主な取組

令和5年3月に「三重県地球温暖化対策総合計画」を改定し、県域からの温室効果ガス排出量を国の目標を上回る 47%削減とするなどの新たな目標を掲げました。

県内企業の脱炭素経営の取組の支援、省エネ家電利用促進や宅配事業者の再配達防止など「COOL CHOICE」の推進に取り組むとともに、県民の気候変動や適応に対する理解を深めるためのセミナー等を開催しました。

(2) 令和5年度以降の取組方向

「三重県地球温暖化対策総合計画」の温室効果ガス排出削減目標を達成する ため、県民、事業者、市町などさまざまな主体と連携し、具体的な削減に向け た取組を着実に進めていきます。

2 循環型社会の構築

(1) 令和4年度の主な取組

令和3年3月に策定した「三重県循環型社会形成推進計画」に基づき、さまざまな主体との連携を一層強化しながら、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向けた取組を進めています。

プラスチックの高度なリサイクル技術を有する事業者と連携し、光学選別によるマテリアルリサイクルの実証事業を実施するとともに、海洋プラスチックごみ対策として、SNSアプリを活用したごみ拾いの見える化など、楽しみながらできる取組を通じて散乱ごみ対策に取り組みました。

また、令和3年7月に運用を開始した「三重県食品提供システム」(通称「みえ~る」)の参加企業・団体の拡大に取り組むとともに、フードシェアリングサービス導入のモデル事業を実施しました。

(2) 令和5年度以降の取組方向

持続可能な循環型社会の構築を通じて社会的課題を解決するため、ICTを活用して排出事業者とリサイクラーとのマッチングを行うことで、プラスチックのマテリアルリサイクルの促進に向けた取組を進めるとともに、資源の循環的な利用を促進するため、事業者等を対象に脱炭素化やDXに関するセミナーを開催します。

また、廃棄物処理の安全・安心を確保するため、PCB廃棄物の確実かつ適正な処分の促進や、ICTを活用した不法投棄の監視指導体制の強化にも取り組んでいきます。

3 自然共生社会の構築

(1) 令和4年度の主な取組

「三重県レッドデータブック 2015」を改訂するため、県内の野生生物の生息・ 生育状況の調査を開始し、令和6年度末の発刊を目標に、有識者とともに検討 を進めています。

また、環境にやさしい素材である木材の利用推進に向けては、「三重の木づかい条例」が施行されて以降、本県が初めて整備した中大規模の木造建築物として、みえ森林・林業アカデミーの新校舎が完成し、アカデミーにおける教育環境が充実しました。

(2) 令和5年度以降の取組方向

「三重県自然環境保全条例」や令和2年3月に策定した「みえ生物多様性推進プラン(第3期)」に基づき、引き続き、自然環境の保全や野生生物の保護に取り組んでいきます。

なお、「みえ生物多様性推進プラン(第3期)」は令和5年度末に計画期間の 最終年度を迎えることから、国の動向をふまえながら次期プランの策定を進め ます。

また、森林等の公益的機能の維持増進に向け、森林の整備や県産材の利用を推進するとともに、水産資源の生息環境の保全等の取組を進めます。

4 生活環境保全の確保

(1) 令和4年度の主な取組

大気・水環境等の環境法令に基づく監視や立入検査などを実施しました。 また、「きれいで豊かな海」の実現に向け、令和4年10月に策定した「第9次水質総量削減計画」に基づき実施した下水処理場における栄養塩類管理運転の試行など、各種関連施策の取組について、関係部局で構成する「三重県『きれいで豊かな海』協議会」において進捗管理を行いました。

(2) 令和5年度以降の取組方向

環境法令に基づく監視や立入検査などを通じて、環境基準の達成に向けた取 組を継続するとともに、適時適切な情報発信などに努めていきます。

また、「第9次水質総量削減計画」に基づき、総合的な水環境改善に取り組んでいきます。さらに、伊勢湾流域圏の岐阜県、愛知県と共同し、海岸漂着物処理推進法の規定に基づく伊勢湾流域圏における広域的な地域計画を策定するなど、海岸漂着物対策の広域的な取組を推進していきます。

5 共通基盤施策

(1) 令和4年度の主な取組

各施策を推進するための共通基盤施策として、環境保全活動や環境経営の推進に取り組むとともに、事業者による開発が環境に配慮したものとなるよう、環境影響評価を実施しました。

また、環境学習情報センターにおいては、SDGsや資源循環、環境保全等をテーマとした基礎講座や環境学習指導者養成のための講座などを開催し、保健環境研究所においては、資源循環や大気・水環境に関する調査研究を実施しました。

(2) 令和5年度以降の取組方向

県民、事業者、市町などさまざまな主体が環境への取組を自律的かつ持続的に推進していくことができるよう、引き続き、環境講座の開催等により環境教育・環境学習の機会を積極的に提供するとともに、事業者による環境経営の促進や環境影響評価制度の適正な運用に取り組んでいきます。

9 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 趣旨

令和4年度において、環境生活部が所管する公の施設のうち、指定管理者に管理 を行わせた施設は次の7施設です。

これらの施設について、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、令和4年度の管理状況を報告します。

2 施設の概要及び報告内容

施設の名称	所在地	指定管理者	指定の期間	報告内容
(1)・三重県総合文化センター(三重県立図書館を含む)・三重県総合博物館・三重県立美術館	 ・津市一身田上 津部田 1234 番地 ・津市一身田上 津部田 3060 番地 ・津市大谷町 11 番地 	公益財団法人三重県文化振興事業団	令和2年4月1日~ 令和7年3月31日 (5年間)【5期目】 県立図書館、総合博物 館、県立美術館について は一部業務	•令和4年度 管理状況報告
(2) 三重県環境学習情報センター	四日市市桜町 3684-11	アクティオ株式会社	令和3年4月1日~ 令和8年3月31日 (5年間)【4期目】	•令和4年度 管理状況報告
(3) みえ県民交流セン ター	津市羽所町 700 番地 アスト津3 階	みえ県民交流セン ター運営委員会	令和4年4月1日~ 令和9年3月31日 (5年間)【4期目】	•令和4年度 管理状況報告
(4) 三重県交通安全研修センター	津市垂水 2566 番地	一般財団法人三重県交通安全協会	令和3年4月1日~ 令和8年3月31日 (5年間)【6期目】	•令和4年度 管理状況報告

[※]報告内容の詳細は次ページ以降を参照

(1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和4年度分)

<県の評価等>

1 指定管理者の概要等

施設所管部名:環境生活部

旧足自生日の似女子	
施設の名称及び所在	三重県総合文化センター(三重県立図書館を含む) (津市一身田上津部田 1234 番地) 三重県総合博物館(津市一身田上津部田 3060 番地) 三重県立美術館(津市大谷町 11 番地)
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県文化振興事業団 理事長 雲井 敬 (津市一身田上津部田 1234 番地)
指定の期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 文化交流ゾーンに係る広報等の業務 2 三重県総合文化センターの管理運営及び施設貸出サービス 3 文化会館が提供する各種サービス (音楽・演劇等公演の提供、文化芸術に関する人材育成研修等) 4 生涯学習センターが提供する各種サービス (生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機材の貸出等) 5 男女共同参画センターが提供する各種サービス (男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等) 6 三重県総合文化センターPR事業等 7 三重県立図書館の施設及び設備の維持管理等に関する業務 8 三重県総合博物館の施設及び設備の維持管理等に関する業務 9 三重県立美術館の施設及び設備の維持管理等に関する業務 10 三重県立美術館の施設貸出サービス

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目		指定管理者 の自己評価		評価	コメント
	R3	R4	R3	R4	
1 管理業務の 実施状況	A	A			サービスや経営効率の向上、組織力の強化、利用者視点からの施設づくりに努めており、総合文化センター事業の着実な実施や施設・設備の的確な維持管理を行っている。前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けることとなったが、自ら作成した「消毒マニュアル」による徹底した施設・設備の消毒作業の実施など、安全・安心な施設の運営に努めている。
2 施設の利用 状況	В	В			新型コロナウイルス感染症の影響などから総合文化センター貸施設利用率は70.5%(目標80.0%)、来館者数は498,222人(目標741,000人)、県立美術館貸施設(県民ギャラリー)利用率は52.6%(目標70.0%)と目標を下回った。 一方で、貸館利用者に向けた新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインの整備、光高速通信サービスの継続、利用者アンケートに基づくサービス改善等、利用者のニーズを把握した対応に努めたことから、令和3年度よりも増加に転じた。

3 成果目標及びその実績	В	В		総合文化センター来館者満足度が 95.6% (目標 90.0%)、総合文化センター貸施設利用者満足度が 90.1% (目標 83.0%)となるなど、成果目標は 12 項目中 6 項目の達成となった。
--------------	---	---	--	---

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

※「評価の項目」の県の評価: 「一」(マイナス)→ 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

(1) 成果目標に対する達成度

サービスの向上を図りながら、センターの各施設の特色を十分に生かした各種事業について、県民ニーズをふまえつつ展開した。成果目標は12項目のうち6項目での目標達成となったが、来館者数や貸施設利用率など目標を達成できなかった項目についても回復傾向にあるほか、来館者・施設利用者や事業参加者の満足度については、高い水準で目標を達成している。

※図書館の事業部門は指定管理業務に含まれないため、来館者数の目標数値は図書館の来館者数を除く。

(2) 残されている課題

事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・ 育成、地域や関係機関・団体とのネットワークの充実が今後も重要となってくるこ とから、引き続き取り組んでいく必要がある。

(3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定

来館者の安心安全を確保しながら利用者のニーズをふまえた取組を実施することで、来館者・施設利用者や事業参加者の満足度の維持向上などに向けて引き続き取り組む必要がある。

(4) その他

(県民ニーズの把握等)

総括的な評価

・きめ細かな利用者サービスにより、利用者満足度は令和3年度に引き続き、高い水準を維持している。また、ISO9001 品質管理システムを導入しており、施設利用者や事業参加者、県民へのアンケート等によりニーズを把握し、サービス改善を図っている。

(県民サービス向上等)

- ・電子マネーの取扱いの継続運用、施設の修繕など、来館者サービスの強化を図っている。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大を機に立ち上げたオンステージシリーズなど、厳 しい状況においても工夫しながら事業を実施し、県民が文化に触れる機会の提供 に努めている。
- ・また、貸館利用者向けガイドラインの公開、光高速通信サービスの継続など、安全・安心な施設の利用の確保やサービス向上に取り組んでいる。

(施設の適正な維持管理の実施)

- ・来館者数や利用者満足度の向上につながるサービスの提供や、経営効率の向上につながる取組を行っている。
- ・計画的な修繕を行って良好な維持管理に努めるとともに、空調に関わる電気・ガスの日々の使用量の点検及び運転方法見直しなど省エネルギー対策にも継続して取り組んでいる。

以上のことから、三重県総合文化センター等の管理者として、新型コロナウイルス 感染症の影響が残る中においても、適切な実績を残していると評価できる。

引き続き、多様化する利用者ニーズを的確に把握して具体的事業に結びつけ、県の文化芸術・生涯学習・男女共同参画の拠点施設として適切な施設運営を進められることを期待する。

<指定管理者の評価・報告書(令和4年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県文化振興事業団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①文化交流ゾーンに係る広報等の業務

- 年4回発行している情報誌Mニュースに「Znews (ゾーンニュース)」として、総合博物館、県立 美術館、県立図書館の情報を掲載した。
- 総合博物館、県立美術館、県立図書館との連携事業をフ回実施した。

② 三重県総合文化センター事業や三重県立美術館の施設貸出サービスに関する業務 施設貸出サービス、文化会館事業、生涯学習センター事業、男女共同参画センター事業等を実施 した。引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたものの、全館利用率や全館利用者数 は前年と比べ回復した。

- 施設貸出サービス事業 (総合文化センター) では、令和3年4月から開始した光高速通信サービスの継続など利便性の向上を図ったほか、アンケート様式の見直しにより、回収率を向上さ せ、サービス改善に繋げた。また、利用者の安全を確保するため、防災避難訓練等を実施した。 さらに、新型コロナウイルス感染症への対策として、備品の材質や仕様に適合した消毒方法を まとめた「消毒マニュアル」を定めての徹底した消毒や、施設利用時における感染防止対策で ある「貸館主催者向けガイドライン」を定め随時更新して公開するなど、安全・安心な施設の 利用の確保に努めた。
- 文化会館事業では、64事業を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により1 事業が延期となったが、期中に2事業を追加し、65 事業を実施した。主なものとしては、「ハン ガリー国立歌劇場 オペラ『魔笛』」、「沼尻竜典指揮 新日本フィルハーモニー交響楽団」等の 芸術性の高い公演、人気シリーズの「ワンコインコンサート」(10 回実施)、介護をテーマとし た「老いと演劇事業」では先進事例となるような社会包摂の事業を実施するとともに、青年団 監修「戯曲アカデミア」等により、本県の将来の文化を担う人材を育成した。
- 生涯学習センター事業についても、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業 があるものの、感染症対策を行いながら、県内高等教育機関やミュージアムと連携した「みえ アカデミックセミナー」(オープニング、公開セミナー13 回、移動講座4回)や「みえミュージ アムセミナー」(6回、移動講座2回)などの講演・講座等を開催するとともに、各種学習相談 への対応、生涯学習関係団体の連携・交流の促進、次世代育成を目的とした「文化体験パート ナーシップ活動推進事業」(64校で実施)等に取り組んだ。
- 男女共同参画センター事業では、若年層や新規層を意識してジェンダーに関する情報発信や講 座を行い、新規参加率が43.3%となった。地域での出前講座「フレンテトーク」(98回)や男 女共同参画を推進する基盤をつくるための人財を見つけ、育成する事業「種まきプロジェクト」 を実施したほか、電話や面接等による女性相談をはじめ各種相談事業を引き続き実施した。
- 県立美術館の県民ギャラリーについては、26件の利用があり、コロナ禍でも安心して利用いた だけるよう丁寧な説明を心掛けた。
- その他、社会見学(16回実施)や「そうぶんの竹あかり」等のPR事業、レストラン事業、売 店事業等の来館者サービス事業を実施した。

③ 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- 三重県総合文化センターは、開館から 28 年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから計画 的な修繕を行い、利用者の安全・安心の確保を第一に施設及び設備の維持管理に努めた。総合 博物館、県立美術館、県立図書館の施設についても、適切な維持管理を行った。
- 照明器具のLED化及び照明・空調の管理徹底、空調に関わる電気・ガスの日々の使用量の点 検及び運転方法見直し等の省エネルギー対策を引き続き実施した。

④ 県施策への配慮に関する業務

バリアフリー化、雇用の機会均等、人権の配慮等の6項目からなる人権尊重基本方針や男女が 性別にかかわりなく個性や能力を発揮できる社会をめざす男女共同参画推進基本方針等を策定 しており、これらの方針等に基づき、利用しやすく快適な施設づくりや主催事業における大ホ ールの車いす席の優先チケット販売、要約筆記や手話付き事業、職員の育児休暇の取得推進等 を実施した。

⑤ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- 県に準じた情報公開実施要綱を平成 12 年度に制定しており、これに基づき、開示請求 1 件に適 切に対応した。
- 管理運営にあたって個人の権利や利益を侵害することがないよう、平成 17 年度に策定した個人 情報保護方針により個人情報を適切に取り扱った。

(2)施設の利用状況

	令和3年度実績	令和4年度実績	対前年度比
全館利用率	57.7%	70.5%	12.8 ポイント
全館利用者数	279,950 人	498,222 人	218,272 人
文化会館利用率	52.4%	78.1%	25.7 ポイント
文化会館利用者数	207,384 人	399,236 人	191,852 人
生涯学習センター利用率	68.0%	79.9%	11.9 ポイント
生涯学習センター利用者数	28,690 人	42,528 人	13,838 人
男女共同参画センター利用率	57.6%	57.5%	▲0.1 ポイント
男女共同参画センター利用者数	43,876 人	56,458 人	12,582 人
三重県立美術館県民ギャラリー	45.6%	52.6%	7.0 ポイント
利用率	45.0 %	32.0%	7.0 パインド
三重県立美術館県民ギャラリー	7,933 人	13,415 人	5,482 人
利用者数	7,935 人	13,413 人	5,462 人

2 利用料金の収入の実績

(単位:円)

	令和3年度実績	令和4年度実績	対前年度比
貸出施設収入額	116,467,463	138,527,765	22,060,302
サービス料収入額	2,402,344	3,637,005	1,234,661
全施設収入額合計	118,869,807	142,164,770	23,294,963

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部			支出の部	
	R3	R4		R3	R4
指定管理料	1,185,064,000	1,206,791,000	事業費	149,074,594	197,779,573
利用料金収入	118,869,807	142,164,770	管理費	1,211,287,285	1,329,208,112
その他の収入	112,356,228	151,051,801	その他の支出	0	0
合計 (a)	1,416,290,035	1,500,007,571	合計 (b)	1,360,361,879	1,526,987,685
収支差額(a)-(b)	55,928,156	▲26,980,114			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	_

4 成果目標とその実績

成果目	標項目	目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
		以下の基準 値から5年間 で1ポイント増	※5年間の 目標のた め、令和4 年度は参 考値			
	文化会館	62.7%	62.5%			
∀ +=□. ○	生涯学習センター	18.9%	19.2%			
各施設の 利用者率	男女共同 参画セン ター	19.1%	18.0%			
	県立図書 館	37.2%	38.7%			
	総合博物 館	42.6%	44.8%			
	県立美術 館	40.9%	38.9%			
	官・県立美術 書館との事	5 回	7 回			
	2ンター来館 館来館者を	741,000 人	498,222 人	総合文化センター来館者満足 度(4段階評価で3以上)	90.0%	95.6%
総合文化+ 設利用率	2ンター貸施	80.0%	70.5%	総合文化センター貸施設利用 者満足度(4段階評価の4)	83.0%	90.1%
文化会館:場率	公演事業入	80.0%	63.0%	文化会館 事業参加者満足度 (5段階評価で4以上)	95.0%	96.5%
生涯学習も参加者数	2ンター事業	18,300 人	15,028 人	生涯学習センター 事業参加者満足度 (4段階評価の4)	77.0%	83.0%
男女共同参 主催事業参	参画センター 参加者数	12,600 人	12,430 人	男女共同参画センター事業満 足度(4段階評価の4)	81.0%	88.5%
	官貸施設(県 一)利用率	70.0%	52.6%			
民ギャラリー)利用率						

5 管理業務に関する自己評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

= 1000 100 100 100 100 100 100 100 100 1	評	価	コメント
評価の項目 	R3	R4	コンフト
1 管理業務の実施 状況	А	А	第5期目の指定管理の3年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行い、サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、利用者視点からの施設づくりに努めた。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、消毒マニュアルに基づき、施設・設備使用後には徹底した消毒作業を実施するなど、安全安心な施設運営に努めた。県立図書館、総合博物館、県立美術館の施設及び設備の維持管理についても適切に実施した。
2 施設の利用状況	В	В	従来からのきめ細かなサービスに加え、トイレの洋式化工事を行うなど、利便性の向上に努めたが、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたほか、県工事に伴う貸出休止等の影響により、総合文化センター貸施設利用率 70.5%(目標 80.0%)、県立図書館を除く総合文化センター来館者数 498,222 人(目標 741,000 人)、県立美術館貸施設(県民ギャラリー)利用率 52.6%(目標 70.0%)となり、目標値まで届かなかった。施設利用者に対しては、施設利用時における感染防止対策の実施について、「貸館主催者向けガイドライン」を都度改定しホームページ上で公開するなど、情報提供と安全・安心な施設の利用の確保に努めた。
3 成果目標及びその実績	В	В	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、成果目標 12 項目中6項目で目標が未達成となったが、各事業等の満足度については、高い水準となり、目標を達成した。

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。

「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

※評価の項目「2」、「3」の評価:

「B」→ 当初の目標を達成している。

「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

(1) 成果目標に対する達成度

第5期の指定管理の3年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行った。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、成果目標12項目中6項目の目標達成となったが、実施した事業の満足度や、総合博物館・県立美術館・県立図書館との事業連携数は、目標を達成した。

(2) 残されている課題

事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのさらなるネットワークの構築について、これまで継続的な課題として取り組んできたところであり、今後も推進していく。

総括的な評価

(3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定 指定管理者として、引き続き成果目標の達成に向けて努めていく。

(4) その他

(県民ニーズの把握等)

・ISO9001 品質マネジメントシステムに基づく来館者アンケートの分析や職員の提案等により、高水準な利用者サービスに努めた。また、公演や講座等の事業参加者や貸出施設の利用者に対しても同様にアンケート調査・分析を行い、事業運営や企画に利用者の意見を反映させるように努めた。

(県民サービス向上等)

- ・コロナ禍を機に立ち上げた、少人数で贅沢空間での公演を楽しむ「オンステージシリーズ」を引き続き開催し、好評を得た。
- ・電子マネーの取扱いの継続運用や、トイレの洋式化工事など利用者の利便性 向上に努めた。

・利用者満足度は高い数値を維持しており、お客様・来館者からの高い支持を 得ることができた。

(施設の適正な維持管理の実施)

- ・サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに 努めた。
- ・東日本大震災以降、取組を強化している危機管理対策では、図書館等を含めた総合文化センター全体の避難訓練を実施し、大地震発生時の対応能力強化に努めた。
- ・県立図書館、総合博物館、県立美術館の施設及び設備の維持管理についても 適切に実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症への対策として、消毒マニュアルの作成、貸館利用者向けガイドラインをホームページ上で公開するなど適切な感染症予防対策を講じた。

(2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和4年度分)

<県の評価等>

施設所管部名:環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター (四日市市桜町 3684-11)			
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡野 文孝 (東京都目黒区東山1丁目5番地4号 KDX 中目黒ビル6 階)			
指定の期間	令和3年4月1日~令和8年3月31日			
指定管理者が行う管理業務の内容	1 環境の保全に関する普及啓発を行うこと 2 環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと 3 環境に関する情報の収集及び提供を行うこと 4 環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること 5 その他(施設等の維持管理及び修繕に関すること等)			

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

		华宁鱼	5 田 孝				
1	評価の項目	指定管理者 の自己評価				コメント	
		R3	R4	R3	R4		
1	管理業務の 実施状況	4	4			県民に開かれた環境教育・環境学習、情報受発信の拠点として各種講座、情報提供、展示等を充実させ、子どもから大人まで幅広く利用できる施設としての役割を果たしている。新型コロナウイルス感染症対策のため、設備の消毒の徹底や換気等の対策を行いながら、施設・設備の的確な維持管理を行うことができた。	
2	施設の利用 状況	В	4			小中学校に向けて、年度当初から施設の利用案内を行ったところ、学校行事での来館による施設見学と環境講座では70校、11,026人(前年度比169.9%)が受講し、主催講座については、111回開催、2,118人(前年度比197.2%)が受講しているなど、昨年度より施設利用者が増加した。	
3	成果目標及 びその実績	В	В			新型コロナウイルス感染症の影響により、環境教育参加者数は成果目標を達成できなかったが、施設や環境学習講座の利用促進や業務のさらなる改善、利用者の満足度の向上に努めた結果、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」等成果目標のうち、達成すべき成果目標5項目中3項目を達成、未達成の1項目も9割以上の達成となっている。	

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

※「評価の項目」の県の評価: 「一」(マイナス)→ 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

(1) 成果目標に対する達成度

・新型コロナウイルス感染症の影響による大規模イベントの中止等により、成果目標のうち2項目で未達成となったものの、「環境学習地域リーダー養成を目的とした講座受講者数」の達成率は97.3%と昨年度の50.1%から大きく改善した。

また、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」は16,905人と目標10,000を大幅に上回り、「環境活動を協働した環境団体数」は令和7年度までの目標25団体を前倒しで達成した。

(2) 残されている課題

・新型コロナウイルス感染症対策や、より幅広い層に対する講座等の開催に向けて、オンラインでの講座の拡充等の取組と合わせ、カーボンニュートラル等、 環境に関する新たな情報を取り入れるなど、展示や情報の更新が必要である。

(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定

・新型コロナウイルス感染症対策を確実に行い、施設利用者の安心安全を確保しながら、利用者のニーズを踏まえた取組を実施することで、施設利用者の満足度の維持向上に向けて取り組んでいく必要がある。

(4) その他

①県民ニーズの把握

・講座の参加者等に対し、アンケート調査を行い、県民のニーズを把握し、サービス改善を図っている。アンケートの結果、講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合は98.7%と高い水準を示している。

②県民のサービス向上の成果

- ・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、イベントの開催・出展、社会見学の受入れ、県内各地での主催講座や出前講座の開催、情報発信、施設や図書等の維持管理が適切に行われている。
- ・ホームページのリニューアルやオンラインで主催講座に申し込めるよう対応 するなど、工夫が行われている。
- ・環境情報の収集・発信については、得られた情報を講座に組み入れて提供する とともに、講座やイベントの開催等について、情報誌「環境学習みえ」やホームページ、メールマガジン、SNS等により積極的に情報を発信している。

③施設の適正な維持管理の実施

・毎月センターから提出される管理運営報告を確認するとともに、指定管理業務 について年 2 回モニタリングを実施し、概ね適正に処理されていることを確 認した。

以上のことから、三重県環境学習情報センターの管理者として、コロナ禍において適切な実績を残していると評価できる。今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応を含め、県内環境団体とのネットワークやセンター職員が持つノウハウを生かし、環境学習・環境教育の一層の充実と適切な施設運営を進められることを期待する。

総括的な評価

<指定管理者の評価・報告書(令和4年度分)>

指定管理者の名称:アクティオ株式会社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

① 三重県環境学習情報センターの管理事業の実施に関する業務

- ・三重県環境学習情報センターの管理事業の実施にあたっては、基本協定書および年度協定 書の管理業務(業務計画書)に基づき、環境教育の普及・啓発と県民サービスの向上に努め た。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、玄関ホールに入館者の手指消毒用アルコールの設置、受付窓口の飛沫感染防止シートの設置、講座時はマスク着用、部屋の換気、間隔をとっての着席、必要に応じて透明アクリル板の設置、次亜塩素酸ナトリウムでのふき取りなどを行った。

a. 展示施設管理

- ・展示施設等の維持管理業務では、展示室の維持管理、研修室等の貸室業務、図書の管理業務 を実施した。なお、社会見学などでの利用があった後は、次亜塩素酸ナトリウムで接触部位 のふき取りを行った。
- 貸室利用は16件であった。

b. 環境講座

- ・小中学校に向けて、年度当初から施設の利用案内を行ったところ、学校の来館による施設 見学と環境講座は70校、11,026人が受講した(前年度比 69.9%増)。10月~11月に希望 が集中したため、断らざるを得ない場合もあった。
- ・主催講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、募集人数を減らし、マスク着用、間隔を空けて着席、または間にアクリル板を設置、窓を開けて換気するなどの対策をして実施した。
- ・主な主催講座として「環境基礎講座(全5回)」「ESD実践講座」などを開催し、その他のセンター主催講座と併せて111回、2,118人が受講した(前年度比97.2%増)。各講座の開催にあたっては、県内各地の施設や団体との協働にも努めた。
- ・県内各地へ出張して実施する出前講座は、大雪等の影響でキャンセルも生じたが、150回、 5,563人の受講があった。
- ・環境学習地域リーダー養成講座については、主催講座で76回、出前講座で3回開催し、延べ1,459人が受講した(94.3%増)。

c. 環境イベント

- ・8 月に予定していた「夏のエコフェア」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止し、事前申込制の夏休みこども環境講座を実施した。
- ・四日市市の近隣3施設との協働事業「ワクワクふれあいまつり」と、その中での「春のキッズエコフェア」および、「秋のキッズエコフェア」の開催を計画していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止した。

d.情報発信

・情報紙「環境学習みえ」の年 4 回発行と毎月 10 日発信のメールマガジンに加え、ホームページや Facebook 等を運用し、適時、情報発信に努めた。

e. 公募事業

- ・「地球温暖化防止啓発ポスターコンクール」を実施した(中学生の部 1,164 作品、小学生の 部 405 作品)。
- ・優秀作 16 作品(小学生の部 8 作品、中学生の部 8 作品)を表彰し、三重県総合博物館、三重県上野森林公園、三重県立熊野古道センター、伊勢市立伊勢図書館、及び三重県環境学習情報センターで展示を行い、地球温暖化防止について考える機会を提供した。

f.こどもエコクラブ三重県事務局事業

- ・県内の「こどもエコクラブ」の登録会員数は、年間で 63 クラブ、11,948 人となった(前年度比 1.5%減)。
- ・各市町担当者への研修会として、5月に「こどもエコクラブ市町担当者研修会」をオンラインで実施し、こどもエコクラブの役割や全国のこどもエコクラブの取組内容等について、こどもエコクラブ全国事務局より講演いただいた。
- ・各クラブの活動の様子など 1 年間の活動をまとめた「令和 4 年度 こどもエコクラブ活動 報告集」を作成し、各クラブ等に配布した。
- ・県内のこどもエコクラブの交流を図るための「三重県こどもエコクラブ県内交流会 2022」については、新型コロナウイルス感染症対策として、動画配信により、地産地消による省エネ等について子どもたちが学んだうえで、「県内産小麦を使ったうどん作り」に挑戦し、写真等による会員間の取組状況の報告や「こどもエコクラブ活動報告集」による紙上交流会

を実施した。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

・館内施設について、毎日の巡回点検を励行し、安全管理と設備の維持管理に努めた。

③ 県施策への配慮に関する業務

- a. 人権尊重社会の実現への取組
- ・聴覚や視覚の不自由な方が来館されたときに、受付で筆談の案内や補助犬同伴による利用 の案内を実施している。
- b. 男女共同参画社会実現への取組
- ・三重県男女共同参画センターの事業「フレンテまつり」がオンラインによる実施形態となったため、環境学習情報センターの紹介と風呂敷活用の動画配信により参加し、啓発活動に協力した。
- c. 持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組
- 「食品ロス」をテーマとした講座開催を通じて実践・啓発に努めている。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・「三重県環境学習情報センターの管理に関する情報公開実施要領」に基づき適正に対処した。 令和4年度においての情報開示請求はなかった。
- ・個人情報保護については「三重県個人情報保護条例」を遵守するとともに、「三重県環境学習情報センターの管理に関する基本協定書」第12条に基づく「個人情報保護に関する事項」に従い適正な管理を励行し、アクティオ社内においても「施設個人情報安全対策」に基づき、個人情報保護教育を行った。

⑤その他の業務

特になし

(2)施設の利用状況

環境学習情報センターの利用者数

	目標	実績	達成率
令和 4 年度環境教育参加者数	32,000 人	24, 611 人	76. 9%
令和3年度環境教育参加者数	32,000 人	15, 522 人	48. 5%
対前年比		158. 6%	
;	利用者内訳		
	回数	人数	(独自目標)
主催講座	111 🗇	2, 118 人	
出前講座	150 回	5, 563 人	80 回以上
学校社会見学	70 校	11,026 人	35 校以上
一般団体見学	67 回	170 人	35 回以上
フリー来館・貸室	貸室 16 回	1, 266 人	
交流会	7 回	168 人	
行事等	15 回	2, 731 人	
ポスターコンクール	_	1, 569 人	
合計		24, 611 人	

2 利用料金の収入の実績

・貸室利用は16件で、全て減免対象に該当し無料の使用を許可した。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部			支出の部	
	R3	R4		R3	R4
指定管理料	32, 121, 553	32, 046, 570	事業費	28, 765, 058	29, 566, 075
利用料金収入	28, 300	0	管理費	4, 065, 362	3, 842, 903
その他の収入	158, 746	297, 044	その他の支出	0	0
合計 (a)	32, 308, 599	32, 343, 614	合計 (b)	32, 830, 420	33, 408, 978
収支差額 (a)-(b)	△521, 821	△1, 065, 364			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額 85,500 円

4 成果目標とその実績

1 達成すべき成果目標

「 连, 以 、				
項目	目標値	実績	達成率	
①環境教育参加者数	32,000 人	24, 611 人	76.9%	
②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数※1	10,000 人	16, 905 人	169.1%	
③環境学習地域リーダー養成を目的とした講座	1, 500 人	1, 459 人	97. 3%	
受講者数※1	1, 300 人	1, 409 人		
 ④環境活動を協働した環境団体数※2	最終年度まで	25 団体	100.0%※	
	に 25 団体以上	25 回体	100.0%	
⑤講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意	95%以上	98. 7%	103.9%	
向を示した講座参加者の割合				

^{※1.23}は①の内数

※2.4の達成率は最終年度までの目標に対する達成率

2 独自で定めた成果目標

項目	目標値	実績	達成率
「センター通信」等の情報発信数	263 回	341 回	129. 7%

今後の取組方針

令和4年度は県内での社会見学等が増加し、環境教育参加者数は令和3年度より増加したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために春・夏・秋のイベントが開催できず、目標値を達成できなかった。

引き続き、利用者の増や自発的に環境活動に取り組む意識の向上に向けて、事業内容のさらなる充実、さまざまな主体との連携に努めていく。

5 管理業務に関する自己評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

が 本の 項目	評価		コメント
評価の項目	R3	R4	コメント
1 管理業務の実施 状況	A	Α	第 4 期の 2 年目として業務計画書や基本協定書に基づき、感染症対策を行いながら管理業務や事業展開を行い、目標の達成に努めた。また、利用者アンケートに応じて取組内容を見直すなど、業務内容のさらなる改善と利用者満足度の向上にも努めた。
2 施設の利用状況	В	А	年度初めに、「環境学習プログラムガイド」を各市町教育 委員会を通じて小・中学校や旅行会社に送付し、社会見学 や修学旅行、四日市市少年自然の家での自然教室の際に当 センターを活用することを提案した結果、小・中学校の利 用が増加した。
3 成果目標及びその実績	В	В	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、イベントの中止、講座の募集人数の削減により成果目標の達成に至らないものがあったが、中止した「夏のエコフェア」の代わりに、夏休みこども環境講座と、展示ホールでの環境パネル展を実施した。 このほか、一部の主催講座で配信型のオンライン講座を開催し、新型コロナウイルス感染症を心配される方や会場へ行くことが難しい方でも自分の都合の良い時間や場所での視聴を可能にした。

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」→ 業務計画を順調に実施している。 ※評価の項目「1」の評価:

「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。

「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 当初の目標を達成している。 ※評価の項目「2」「3」の評価:

「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

(1) 成果目標に対する達成度

・第4期指定管理の2年目にあたり、管理運営の方針に基づき、管理業務、 事業展開を行った。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大規模イ ベントの中止やセンターの主催講座の募集人数の削減を行ったことから、 成果目標 5 項目中 2 項目が未達成となったものの、社会見学の受け入れ数 が大幅に増加したことにより「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」 等は目標を達成した。また、「環境活動を協働した環境団体数」は2年目に おいて目標を達成した。

(2)残されている課題

・継続的な課題として、今後も環境学習地域リーダーの養成数の向上やセン ター利用者の満足度の向上に努める。

総括的な評価

- (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定
- ・コロナ禍を経て、大規模イベントの実施に対する利用者の意識の変化もあ ることから、困難な部分もあるが、指定管理者として引き続き、成果目標 の達成および維持向上に努めていく。

(4) その他

- ①県民ニーズの把握
- ・講座参加者や施設利用者に対してアンケート調査を行い、利用者の意見を 反映させるよう努めた。

②県民サービス向上

・中勢、伊賀、南勢志摩、紀北の 4 地域で地球温暖化防止啓発ポスターコン クール入賞作品の展示を行い、県内各地の方々に見ていただけるよう配慮 した。

- ・主催講座の一部は会場に集まる対面式だけでなく、オンライン講座でも実施し、会場に行けない方や昼間に時間のとれない方でも、自宅などで都合の良い時間に講座を視聴できるようにした。
- ・出前講座等で実施する環境学習プログラムの内容を整理してわかりやすくし、利用の促進につなげた。
- ・講座に関するアンケートでは常に高い満足度の評価をいただいている。

③施設の適正な維持管理の実施

・施設の適正な維持管理に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策 として、講座の人数の削減やオンライン講座の配信等により、適切な感染 予防対策を講じた。

④施設利用者の増加

・社会見学等での来館者増加に向けて、旅行会社への利用案内の送付や小中学校の校長会での配布を行うとともに、近隣施設と連携して広報を行った。 その結果、修学旅行や社会見学での利用が増加し、近隣施設の利用に合わせて当センターを訪問する利用者が増加した。

施設所管部名:環境生活部

(3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和4年度分)

<県の評価等>

1 指定管理者の概要等

指定管理者が行う管理業務の内容

施設の名称および所在	みえ県民交流センター (津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階)		
指定管理者の名称等	みえ県民交流センター運営委員会 代表者 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター 代表理事 松井眞理子 (四日市市萱生町 1200 四日市大学 特定非営利活動法人市民社会研究所内)		
指定の期間	令和4年4月1日~令和9年3月31日		
	1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進及び国際化の推進のための業務 3 市民活動・国際化推進に関する情報の受発信に関する業務		

4 中間支援団体等の機能向上・連携交流に関する業務

6 災害支援団体等との連携による受援力の強化業務

9 その他施設の管理運営上必要と認める業務

7 企業等との協働の推進に係る業務 8 施設の維持管理に関する業務

「みえ災害ボランティア支援センター」運営に関する業務

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

5

7) (以政政連行と		77 715 07	<u> П П П П П П П П П П П П П П П П П П П</u>	<u>₩1</u>	正官理名が変わつに場合、削年度の評価は科線を記入しています。
i	評価の項目		管理者 己評価	県の	評価	コメント
		R3	R4	R3	R4	
1	管理業務の 実施状況		В			県民の皆さんが市民活動について考え、取り組むきっかけづくり、中間支援団体等の支援、ニーズや時流に沿った講座・研修の実施など、県域の市民活動や国際交流の拠点としての役割を的確に果たした。 新型コロナウイルス感染症対策として、来館者の検温・消毒を促したほか、施設・設備の消毒の徹底、利用者の間隔確保のため席数を減らすなど、安全・安心な施設運営に努めた。
2	施設の利用 状況		В			利用団体数は 2,144 団体と前年度(2,121 団体)より増加しているほか、外部委員会からの意見や利用者アンケートをふまえ、オンライン活用の推進など利用しやすい環境づくりや事業内容の充実に努めた。 一方、施設外で実施する講座等を拡充したことや、新型コロナウイルス感染拡大により、市民活動団体等の会議等のオンライン化、当該施設の席数の縮小もあり、センター来館者数は延べ 26,801 人と目標(63,000 人)を下回った。
3	成果目標お よびその実 績		В			「センター来館者数」は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、成果目標を達成することができなかった。 「オンラインを活用したNPOの割合」は、コロナ禍でも利用しやすいよう会議やセミナー等をオンラインで開催したことから84%となり、目標(80%)を上回った。 また、指定管理者の成果目標である「県民応援NPOプロジェクトにて選定された団体の伴走支援」については、目標を達成した。

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

※「評価の項目」の県の評価: 「一」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

(1) 成果目標に対する達成度

- ・利用団体数は 2, 144 団体と前年度 (2, 121 団体) より増加しているほか、「オンラインを活用した N P O の割合」は、84%と目標値 80%を上回った。また「県民応援 NPO プロジェクトにて選定された団体の伴走支援」は、メディアなどによる事業の周知をした結果、21 団体の応募があり、書類審査で7団体を選定したうえで、公開審査会にて3団体を採択し伴走支援した。一方で、高校や大学など施設外での事業の実施や、新型コロナウイルス感染拡大の影響による市民活動団体等が実施する会議等のオンライン化、感染対策のための施設利用席数の縮小などから、「センター来館者数」は、目標に達しなかった。
- ・利用者の声を取り入れながら、コロナ禍でも利用しやすい環境づくりに取り組み、 利用者ニーズをふまえて会議やセミナーをオンライン開催にする等、様々な工夫 を行ってきており、県民サービスの向上につなげている。

(2)残されている課題

- ・高齢化や人口減少等による社会課題の多様化や複雑化への対応が求められる中で、 NPO等の活動について企業や県民の皆さんへの認知度を高め、多様な主体とつ ながりを持って活動できるよう、支援していく必要がある。
- ・今後も引き続き、対面とオンラインをうまく組み合わせてセミナー等を開催し、利 用者ニーズに対応していく必要がある。
- ・施設や備品の経年劣化に伴う故障等が増加していることから、更新や修繕をしてい く必要がある。
- ・専門スキルを持つスタッフを確保、育成していく必要がある。

(3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定

外部委員会や利用者等の声を参考に利用しやすい環境づくりやサービスの向上に 努め、成果目標達成に向けて取り組む必要がある。

(4) その他

総括的な評価

(施設の適正な維持管理の実施)

・救急救命研修や防災訓練に参加した。また、施設内の人目につきにくい場所(トイレ、湯沸かし等)を定期的に巡回し、安全衛生管理に努めている。

(県民サービス向上の成果)

- ・ホームページやウェブマガジン、SNSによる情報発信、および「NPOグレードアップセミナー」等の講座を通じ、県民の市民活動への参画を促進するとともに、市民活動団体の運営基盤の強化を図っている。
- ・外部からの意見を得るために、外部委員会や利用者アンケート等を実施し、サービスの改善に取り組んでいる。

(災害に関する業務)

・災害支援団体等の連携による受援力強化のため、企業等と連携した講座を実施したほか、みえ災害ボランティア支援センター設置に備えた訓練や、みえ災害時多言語支援センターとの連携等について学習会を実施するなど、災害に関する業務にも積極的に取り組んでいる。

(第4期に注力する取組)

・専門性を持ち、継続的に事業を実施することで課題解決に取り組むNPOを育成するための新たな取組として「県民応援NPOプロジェクト」や「企業とNPOのマッチング事業」を実施した。また、若年層の市民活動にかかる認知度を高めるため教育機関における講座を実施した。今期の新たな取組であり、準備期間が必要であったことや、天候不順による中止があったが、次年度に向けてより充実できるよう期待する。

以上のことから、みえ県民交流センターの指定管理者として、設置趣旨や県域の市民活動センターとしての役割を十分認識した効果的な管理運営を行っていると評価できる。今後も利用しやすい環境づくりを行うとともに、指定管理者が持つ知見やネットワーク等を十分に活かした市民活動の強化促進、国際化と多文化共生の推進に向け、県民のニーズに応じた、必要かつ魅力的な取組に期待する。

<指定管理者の評価・報告書(令和4年度分)>

指定管理者の名称:みえ県民交流センター運営委員会

1 管理業務の実施状況および利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① センター管理運営事業の実施に関する業務

ア 管理運営

- ・みえ県民交流センターの総合案内の役割を担い、NPOや広く県民を対象に、市民活動や国際 交流・多文化共生を推進するための業務を担った。また、新型コロナウイルス感染症対策、センターと遠距離にある方の参加促進のためにオンライン活用の推進を図った。参加型展示やセンター内での飲食の販売など利用者とセンターが近しくなる工夫や取組みを実施した。
- ・県民のNPOへの関心や市民活動への参加を促すため、センターのホームページにて、センターの利用案内や事業情報、また、市民活動やボランティアに関する情報を発信した。SNS (Twitter)を活用して、積極的に情報発信に取り組んだ。今年度から、昨年度までの紙媒体の情報誌に代わり、WEBマガジンを発行することとし、より効果的な周知・広報に取り組んだ。また、センターパンフレットを新しく作成した。
- ・業務を通して、多様なステークホルダーを巻き込み、地域間連携、分野間連携をより進め、市民活動・NPOへの県民の参加、市民活動・NPO及び地域コミュニティの基盤強化、地域課題解決のための協働事業の創出を進めた。
- ・外部委員会を計2回開催し、業務計画・予算、業務報告・決算の説明を行い、4名の外部委員の多角的な視点から助言や提案を得ることができた。いただいた助言や提案は業務改善、業務 創出につなげた。
- ・センターの利用件数は、交流スペース(有料スペースのみ)とミーティングルーム合計で 399件、備品機材利用団体はのべ 217件であった。非常に少ない利用であったが、主な原因は新型コロナウイルス感染拡大による制限によるものだと捉えている。

イ 講座・研修の実施

- ・「県民応援NPOプロジェクト」を実施した。社会課題に主体的に取り組む三重県内の市民活動 団体を公募し、3団体を採択。資金提供、伴走支援などを行った。
- ・「協創シンポジウム」を行い、県民応援NPOプロジェクト採択団体の中間報告、事業化をすすめているNPOとの意見交換を行い、三重のNPO活動の現状や協創の課題について共有をした。
- ・「NPOグレードアップセミナー」を計2回実施した。社会の動きに即応した重要なテーマ「労働者協同組合」「NPOの社会的価値(評価)」を取り上げ、講師を招き、意見を交わした。
- ・「多文化共生深堀り講座」を計2回実施した。第1回は、三重県の多文化共生に取組む多様な団体と、第2回は鈴鹿市の多文化共生に取組む団体と、外国人住民の生活環境に関する課題について共有し、解決策について意見を交わした。
- ・「未来のシチズンシップ講座」は計2回実施した。高校と大学で行い、次世代を対象に「シチズンシップとはなにか」についてレクチャーを行い、参加型学習を実施した。また、教育や子どもの育成に専門知見のあるステークホルダーと本講座についての意見交換の場をもった。
- ・地域コミュニティ組織等との連携では、「わたしのまちづくり自慢大会」と題した事業を行い、 県内各地のまちづくり協議会等8団体に参加いただき、各取組みと課題について共有をした。
- ・「市民活動に関する調査と政策対話」については、県内各地の市民活動センターを対象にアンケートを行い、実態を把握した。さらに、意見交換、対話の場を設け、「中間支援組織」をテーマに自治体担当者とNPOが意見を交わした。
- ・「グローバル市民講座」は「平和」をテーマに 2023 年に開催されるG7広島サミットに向けて「核兵器廃絶」について意見を交わした。広島のNPOの方をゲストに迎え、今求められていることを共有した。
- ・他、各地の市民活動センターと連携して「インボイス制度」に関する講座や、チラー1グランプリといった地域のNPO支援となる取組みを実施した。
- ・みえ災害ボランティア支援センターの幹事団体として、県の図上訓練や月1回の幹事会に参加した。また、学習会を実施し、みえ災害時多言語支援センターとの連携等について意見交換を行った。
- ・災害支援団体等との連携による受援力強化を目的に、企業と連携した講座を計2回実施した。
- ・企業とNPOのSDGsプラットフォーム構築を目的に、企業とNPOのマッチングサイトを作成し、協働取組4事例や、NPOを対象に実施した企業との協働に関するアンケート結果を掲載した。
- ・WEBマガジン「R/LEADER plus」を年6回以上発行した。
- ・Mナビを廃止し、三重県の市民活動団体の情報検索サイト「みえNPOコンパス」の設計をし

た。

② 施設および設備の維持管理および修繕に関する業務

- ・利用者の安全・安心の確保を第一に、快適にセンターを利用できるよう、また新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意し、施設や備品の適切な管理および維持に努めた。とりわけ、人目につきにくい場所の安全衛生対策、新刊図書の定期購入による図書コーナーの充実を図った。
- ・施設や備品等の老朽化に伴い、不具合のある備品の入れ替えなどを計画的に行ったほか、引き続き照明や空調の省エネルギー対策を実施した。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ・県総合計画やダイバーシティみえ推進方針などの施策について県と意見を交わし、事業を立案し、 実施した。
- ・みえ県民交流センター条例を遵守し、みえパートナーシップ宣言、三重県多文化共生社会づくり 指針、働き方改革などに配慮した。
- ・三重県の環境基準に基づき、節電、リサイクル、再生紙の利用など環境に配慮した取組を行った。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・三重県情報公開条例に基づき、「情報公開規程」を整備し、確実に対応できる体制をとっているが、 令和4年度に開示請求はなかった。
- ・基本協定書第 12 条に基づき、センター管理に関して知り得た情報を適切に取り扱い、個人情報が保護されるよう配慮した。

⑤ その他の業務

特になし。

(2) 施設の利用状況

	R4年度目標	R4年度実績	達成率
みえ県民交流センター利用者数 <指定管理対象施設分>(人)	63, 000	26, 801	42. 5%
交流スペース・ ミーティングルーム他(人)	_	25, 317	-
イベント情報コーナー(人)	_	1, 484	_

2 利用料金の収入の実績

令和4年度実績 781,050円

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部		
	R3年度	R4年度		R3年度	R4年度
指定管理料		26, 483, 000	事業費		23, 376, 500
利用料金収入		781, 050	管理費		2, 280, 300
その他の収入		1, 986, 675	その他の支出		1, 829, 822
合計 (a)		29, 250, 725	合計 (b)		27, 486, 622
収支差額 (a)- (b)		1, 764, 103			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	36, 600 円
们用什亚鸠先领	30,000 🗖

4 成果目標とその実績

(1) 県が示す成果目標

目標項目	目標値	目標に対する実績
センター来館者数 (指定管理対象施設及びイベントへの来館者)	63,000 人/年	26, 801 人/年
オンラインを活用したNPOの割合	80%	84%
事業参加者の満足度	85%	81.3%

(2) 指定管理者の成果目標

目標項目	目標値	目標に対する実績
県民応援NPOプロジェクトにて選定された団体 の伴走支援	3団体/年	3団体/年
企業等とNPOのマッチング件数	5件/年	4 件/年
教育機関での市民教育の実施件数	3件/年	2件/年

今後の取組方針

- ・利用者の安心・安全を確保し、また対面とオンラインをうまく組み合わせて利用者 ニーズに対応した講座等を開催し、成果目標達成を目指す。更に、ホームページや SNSによる情報発信、中間支援組織との連携を図り、市民活動、国際交流の促進 を目指す。
- ・事業参加者の満足度については、アンケート調査によりニーズを把握し、必要かつ 魅力的な講座等を開催する。
- ・企業等とNPOのマッチング件数、教育機関での市民教育の実施件数についても、 指定管理者における成果目標達成を目指す。

5 管理業務に関する自己評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

_	官理未物に関する		<u> </u>	※指定官理者が変わつに場合、削年度の評価は科線を記入しています。			
	評価の項目	評 R3	価 R4	コメント			
	1 管理業務の実 施状況		В	 (1)施設の維持管理 ・多様な組織が入居する3階フロアの総合案内の役割を果たした。また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策(来館者の検温、手指消毒を促すとともに、施設や備品は利用者の利用後に消毒するなど)を実施した。 ・人目につきにくいトイレ等の場所の定期的な見回りをするなど安全面を強化し危機管理体制を整備した。 ・施設、備品を適正に管理するとともに、外部委員会で出された助言や提案、利用者アンケートの実施を通して出された意見や提案をサービス向上に活用した。 (2)市民活動及び国際化に関する事業 ・市民活動に関しては、事業対象ごとに、ニーズや時流に沿った講座(本年度は「インボイス」「労働者協同組合法」「評価」をテーマとした)等を開催するとともに、ホームページ、SNS、WEBマガジンを積極的に利用してコロナ禍においても有益な情報を発信した。 ・国際化の推進に関しては、G7広島サミットを念頭において「平和」「核兵器廃絶」をテーマにしたグローバル市民講座、三重に暮らす外国人の状況を把握し課題を可視化した「多文化共生」に関する講座を実施した。県民に広く世界規模の視野を持つきっかけ、地域における国際化を知るきっかけになる場をつくった。 			

2 施設の利用状況	В	・新型コロナウイルス感染症拡大や市民活動に携わる方の高齢化等により、センターの利用者数は 26,801 人と成果目標の63,000 人を下回った。利用団体数は延べ 2,144 団体と前年同期比で 23 団体増加した。ホームページのユーザーアクセス数は19,215 件であった。 ・施設利用者が購入するコーヒーの売上、自販機の売上の一部がNPOへの寄付になる取組みを実施し、施設利用者とNPOがつながる機会を創出した。
3 成果目標および その実績	В	 ・センター来館者は、年間 63,000 人の目標に対して 26,801 人であった。また、事業参加者の満足度は、85%以上の成果目標に対して 81.3%であった。 ・オンラインを活用したNPOの割合は、80%以上の成果目標に対して 84%であった。また、県民応援NPOプロジェクトにおいて、3団体の伴走支援を行った。

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 業務計画を順調に実施している。 ※評価の項目「1」の評価:

「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 当初の目標を達成している。

※評価の項目「2」、「3」の評価: 「C」 → 当初の目標を生成している。 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

(1) 成果目標に対する達成度

成果目標について、「センター来館者数」は、新型コロナウイルス感染症対策による利用制限などがあり達成できなかったが、「オンラインを活用したNPOの割合」「県民応援NPOプロジェクトにて選定された団体の伴走支援」においては、目標を達成できた。

(2)残されている課題

- ・多様化、複雑化する社会の諸課題に対応していくため、専門性を高め、事業を継続実施することで課題解決に取り組むNPOや、それを支援する中間支援組織の基盤・機能の強化を促すこと、さらには、県民や事業者等に対してNPOの存在感を高めることが必要である。
- ・今後も新型コロナウイルス感染症の影響による来館者数の減少が見込まれる。その対応策として、対面とオンラインをうまく組み合わせて講座等を開催することが求められ、より利用者ニーズに対応することが必要である。センターのオンライン環境の整備の向上が課題である。

(3)翌年度に取り組むべき成果目標の設定

成果目標の達成ができるよう、引き続き、社会ニーズ、利用者ニーズを把握し取組みを進める。

(4) その他

(県民ニーズの把握)

・セミナー等事業参加者のアンケートや施設利用者へのアンケートを行い、その結果を施設 管理や事業運営に活かした、また外部委員会での業務に関する助言提案を反映した。

(業務執行体制の整備)

・これからの市民活動を担う若年層の裾野を広げるため、今後の三重県の市民活動を担う若い常勤・非常勤スタッフを育成し、若い世代の感性を指定管理業務に生かした。

(施設の適正な維持管理の実施)

・快適で安全・安心な利用環境の提供、施設の適正な維持管理に努めた。今後も県域の拠点 として、より一層利用しやすい施設づくりに努める。

総括的な評価

(4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和4年度分)

<県の評価等>

施設所管部名:環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称および所在	三重県交通安全研修センター(津市垂水 2566 番地)
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県交通安全協会 会長 西野衛 (津市高茶屋4丁目48)(令和5年現在 会長 稲垣 清文)
指定の期間	令和3年4月1日~令和8年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 三重県交通安全研修センターの運営業務 2 三重県交通安全研修センターの維持管理業務 3 三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 4 その他の業務

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

指定管 評価の項目 の自己			10 //) = 1/ /m		コメント	
	R3	R4	R3	R4		
1 管理業務の 実施状況	В	В			・幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の県民に対して、それぞれの年齢層に合わせ、専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供できている。 ・新型コロナウイルス感染症対策のため、設備の消毒の徹底や換気等の対策を行い、安心して受講できるよう維持管理ができている。 ・プロジェクターや路面の修繕等を実施し、適切に施設の管理運営ができている。 ・電動キックボードなど必要機材を整え、令和5年度に施行される法改正に対応した研修が実施できるよう、事前に準備ができている。	
2 施設の利用 状況	С	В			・未だ新型コロナウイルス感染症への影響が残る状況下のため忌避感を持つ方が依然として多くみられるなかで、企業や団体が研修をキャンセルしたり、コロナ前は受講していたが自粛し参加を見送ったケースも多く見られたが、営業活動を実施し積極的に働きかけを行ったことで、複数回の受講に繋がった企業や団体もあったため、昨年と比べ施設の利用状況が大幅に改善できている。 ・なかでも、児童や生徒の死亡事故を受けて、学校等の利用について進めた結果、令和4年度の学校等(小学校や幼稚園・認定こども園)からの受講が875人と前年度から1.3倍増加している。 ・各種最新の交通安全DVDを追加しホームページでも紹介して利用促進を図ったことで、多くの企業団体への貸出に繋がり、「参加・体験・実践」型研修が難しい企業や団体への交通安全啓発も実施できている。	
3 成果目標お よびその実 績	С	В			・新型コロナウイルス感染症拡大が年度当初継続したことで研修への参加自粛やキャンセルに繋がったため、成果目標のうちの一つである利用者数が目標値に対して6割弱に留まった。 ・このような状況下においても、学校や市町教育委員会、社会福祉協議会や各企業事業所の安全運転管理担当み、研修を受けやすい環境を整えた結果、各成果目標値が対前年度については96.8%と高水準で成また、利用者の満足度については96.8%と高水準で成また、利用者の満足度については96.8%と高水準で成また、自標値を上回っており、質の高い研修ができている。・また、利用者の満足度については96.8%と高水準で成場であるように、また、日民等を積極的に努めるなど、成果自標を達成できるようより一層の創意工夫が求められる。	

※「評価の項目」の県の評価:

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。「ー」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

(1)業務の実施状況

4つの成果目標のうち3つの実績値が成果目標値に対し未達成となったものの、「利用者数」については対前年比1.5倍、「指導者養成・資質向上講座受講者数」では1.4倍、「高齢者講習受講者数」では1.8倍増加し、また、「利用者の満足度」の月平均値についても令和4年度は96.8%に対し令和3年度が95.8%と、全ての成果目標項目が昨年度に対して上回った。

これは、新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境に対し適切に感染防止対策を取り、受講者に安全で安心な施設運営や参加・体験・実践型の研修を行ってきたことで、忌避感が薄れ受講しやすい状況となったためだけでなく、各企業事業所や学校、市町教育委員会、社会福祉協議会の安全運転管理担当者に対して訪問活動などをコロナ前以上に実施したこと、さらに、テレビ放送やSNSなど多様な媒体を用いた情報提供・広報活動をより積極的に取り組んだことで研修センターの利用が周知できたため、昨年度と比べいずれの項目も増加することに繋がったと考えられる。

また、指定管理者の独自設定目標であるホームページアクセス回数、メールマガジン発信回数及び広報紙発行回数については全て達成しており一定の成果を認めることができる。

総括的な評 価 その他、法改正に対応した研修が実施できるよう、必要機材を購入する等して事前 に準備ができており、専門的かつ高度な研修が出来る体制を整えている。

(2) 残されている課題

研修の開催状況が営業日換算で約8割と高い水準にあるものの、1営業日当たりの平均受講者数が14人と少ないことが「利用者数」等の成果目標が未達成となっている原因であるため、平均受講者数を増やす取組を実施する必要がある。

(3) 今後について

幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の県民に対して、交通事故防止対策に有効であるとされる参加・体験・実践型の交通安全教育を、コロナ禍の経験を踏まえ安心して受講できる形で実施していく必要があり、県の中核的かつ専門的な交通安全教育施設として、地域や職場で交通安全教育を推進する交通安全指導者の養成および資質向上研修にさらに取り組んでいく必要がある。

特に、研修目的に応じて受講者の受け入れ数を柔軟に設定し、なかでも、事故実態に応じ多くの参加が見込める学校の利用拡大をさらに図っていく必要がある。

今後も県と連携を図り、参加・体験・実践型の教育施設としての利点を生かした研修の実施、県民のニーズに応じた事業内容・カリキュラムの工夫・改善を進め、県交通安全教育の中核施設としての役割を果たしていくことを期待したい。

指定管理者の名称:一般財団法人三重県交通安全協会

1 管理業務の実施状況および利用状況

(1)管理業務の実施状況

① 交通安全研修センター運営事業の実施に関する業務

- ア 交通安全に関する教育の実施に関する業務
 - ・参加・体験・実践型の交通安全研修事業

年齢・業務の形態等の受講者の特性に応じて、研修目的を明確にした個別のカリキュラムを作成し、機器の使用等による参加・体験・実践型の団体研修を、515回、3,377人(前年度2,221人)に対し実施した。

· 指導者養成 · 資質向上事業

地域・職域等で交通安全教育を推進する交通安全教育指導者の養成・資質向上を図るため、教職員を対象とした「自転車交通安全教育指導者研修会」(10/4、10/11)、各企業・団体の交通安全指導者を対象とした「交通安全夜間特別研修会」(11/17)、市町の交通安全教育指導員を対象にした「交通教育指導員研修会」(8/30)等を合計 155 回、1,127 人(前年度 816 人)に対し実施した。

・交通安全教育指導者マニュアルの作成・配付

企業、学校、老人クラブ等、対象者別に活用できる指導者用マニュアルとして、「子ども向け」「一般ドライバー向け」「高齢者向け」の3類型を、年齢や日常の交通手段を考慮し、また、法改正や時勢の課題についても三重県内の実態などを盛り込み作成し、地域・職場等で交通安全教育を根付かせるため、指導者に配布しました。

- イ 施設の運営に関する業務
 - ・研修センターについて、より広く県民への周知を図り、県内の交通安全教育の拠点施設としての活用を促進するため、ホームページやSNSを活用し、タイムリーな情報提供に努めた。(ホームページアクセス回数81,905回)
 - 県内の各種団体等に研修参加を働きかけ参加者の拡大に努めた。

面談による案内、157件(国県市町64団体、企業47社、学校5校、老人関連10団体、その他31団体)

会合に参加しての案内 26件(企業等3,634団体)

電話による案内 45件(国県市町8団体、企業3社、学校11校、その他23団体)

これらの活動により、昨年度にはない新たな参加として、幼稚園 (1 校 21 人)、(小学校 2 校 143 人)、企業 (42 社 668 人)、国 (4 団体 69 人)、県 (5 団体 45 人)、市町 (4 団体 38 人)、社会福祉団体 (9 団体、42 人) 高齢者団体 (5 団体 107 人)、身体障がい者団体 (5 団体 112 人) から合計 77 団体 1,245 人を導くことができた。

- ・ホームページ「セーフティプラザみえ」により、研修施設、予約状況、研修カリキュラムについて、利用者の操作性に配慮した簡素な画面で案内することに努めた。
- ・ツイッターにより、日々の研修状況、交通事故発生状況、交通事故防止方法等タイムリーな情報 発信に努めた。
- ・体験学習ゾーンに人の見る能力について学ぶために「見ることには限界があります」や「反射材効果」コーナー等を設置のほか、職員手作りの車両模型等を配置し、受講する子供たちに新鮮で効果的なゾーンとなるように努めた。
- ・屋内歩行研修コースを実際の交通環境に近づけるために、見通しの悪い街角、踏切に電車の絵を掲出する等し、受講する子供たちの臨場感を高める工夫をした。
- ・幼児、児童、中・高校生、高齢者、自転車利用者、ドライバー向けの専門性の高い各種最新の交通安全DVDを追加し、映像により交通安全を効果的に学ぶ教材、環境を整え、職場、教育現場等で活用できるよう貸出を実施した。
- ・キャラクターの「みまも」を記載した「みまも反射タックルバンド」、「みまも反射靴かかとシール」を作製し、研修参加者や県下交通安全協会の窓口等を通じ配布し交通安全に対する関心を高めるとともに、研修センターのPRを行った。
- ウ 交通安全に関する情報および資料の収集並びに提供に関する業務
 - ・交通安全指導者が活用できるこども、一般ドライバー及び高齢者をそれぞれ対象とした「交通安全教育指導マニュアル」3種類を作成し対象者に配付した。
 - ・高齢者対策として、高齢者の身体的特性及び歩行時・自転車乗車時・自動車運転時における各注 意事項を掲載した「高齢者のための交通安全テキスト」を作成、配付した。
 - ・自転車事故防止対策として、点検要領から事故実態などをまとめた「自転車テキスト」を作成、 配付した。
 - ・薄暮時の色の見えにくさや夜間特有の危険性について体験する交通安全夜間特別研修会を実施 し、その状況を新聞社に情報提供し広報した。

- ・四輪シミュレータ体験者の運転結果、体験学習ゾーンの運転・歩行能力診断(点灯くん)の診断 結果の調査、分析を行いホームページ、研修センターだよりにおいて分析結果の概要や注意点 等の情報提供を行った。
- エ センター機能の向上、連携交流の推進および市町等に対する支援に関する業務
 - ・県警本部から毎日事故日報の提供を受け、研修センターのホームページ、ツイッターを通じて、 死亡事故発生速報や注意喚起等の情報の提供を行った。
 - ・津市内の交通安全関係団体で組織する「津市交通安全対策協議会」に参加し、各季節の交通安全 運動等において交通事故防止のアピール及び交通安全対策の推進に努めた。
 - ・部外から教育、高齢者、交通関係団体、一般企業の有識者等を委嘱した「事業内容等評価検討委員会」を書面形式で実施し、事業全般について評価検証を行い、今後の運営改善に当たった。 (2/10~3/10)

② 施設および設備の維持管理および修繕に関する業務

体験学習ゾーン、自動車体験コース、自転車学習コース等の各種施設・設備・機器については、「機器点検表」に基づく毎日始終業前点検および打合せを励行し、簡単な修理・修繕は職員で対処するほか、専門の外部保守点検業者との委託契約のもと点検項目に沿った随時および定期的な保守点検整備を行った。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設や機器を使用後及び定期的に消毒するとともに、手指の消毒剤を各所に配置しこまめに消毒ができる環境とした。

③ 県施策への配慮に関する業務

人権尊重のための取組

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨を職員に徹底させるとともに、障がい者、高齢者、外国人、性別等にとらわれず、誰もが快適に交通安全研修が受講できるように職員の意識改革に努めた。また、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等さまざまなハラスメントを許さない公正で明るい職場環境づくりに努めた。

- 男女共同参画社会実現への取組
 - 研修センターの事業評価、事業内容検討の場に女性の登用を図るとともに、女性の交通安全教育 指導員の配置など、男女共同参画の視点をふまえ、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる事 業の実施に努めた。
- ・企業倫理・社会的貢献の取組
 - コンプライアンス(法令遵守)の徹底、ディスクロージャー(情報公開)の遵守とホームページの開設、個人情報の保護の徹底、職員の組織的かつ合理的な人事管理と職業倫理の醸成、「公益法人会計基準」に基づく健全な財務運営を行った。
- ・ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくりに向けた取組 用品等の購入に際し、UD商品を選定するなど、UDに対する周知と意識の高揚に努めた。 また、小・中学生の団体研修実施時に当センター内でエレベーターの点字付き操作ボタン、身体障 がい者用トイレ、聴覚障がい者に対する配慮を示す「耳マーク」等について実地で説明し、障がい の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全 かつ快適な生活を営むことができるまちづくりについて理解を深めることに努めた。
- ・持続可能な循環社会の創造に向けた環境保全活動への取り組み ごみを分別して清掃業者に引き渡し、資源のリサイクルへの寄与に努めるとともに、再生紙の利 用、コピーの両面印刷等省資源に努めた。また、団体研修の実施に際し、アイドリングの自粛やエ コドライブの促進を図るとともに、休憩時間帯の節電等に取り組み、利用者をはじめ職員の環境 に対する意識の高揚とその実践に努めた。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

・基本協定書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、適切な対応を行い、個人情報の取得は必要最小限とし、取得した個人情報は厳重管理の上、不要となった情報は速やかにシュレッダー処理を行った。また、個人情報の責任体制等報告の提出にも迅速に対応し遵守徹底に努めた。

⑤ その他の業務

・危機管理対策会議を開催し、研修センター危機管理マニュアルの周知を図るとともに、同マニュアルに基づき、各自が担当する任務を迅速に遂行する体制を整備した。また、危機管理マニュアルに基づき、免許センターとの合同防災訓練を実施した。

(2)施設の利用状況

	目標	令和4年度実績 (対前年比)	令和3年度実績
利用者数 (人)	6,000 人以上	3, 377 人 (1. 5 倍増)	2, 221 人
指導者養成・資質向上研修受講者数(人)	2,000 人以上	1, 127 人 (1. 4 倍増)	816 人
高齢者研修受講者数(人)	600 人以上	292 人(1.8 倍増)	160 人

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部		
	RЗ	R 4		RЗ	R 4
指定管理料	37, 725, 906	39, 355, 000	事業費	12, 868, 976	15, 835, 705
利用料金収入			管理費	24, 899, 930	23, 519, 295
その他の収入	0	0	その他の支出	0	0
合計 (a)	37, 725, 906	39, 355, 000	合計 (b)	37, 768, 906	39, 355, 000
収支差額 (a)- (b)	-43, 000	0			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参老

利用料金減免額	_
---------	--------------

4 成果目標とその実績

(1)	ᄨ	里	日	標
\ I	/	バ	\sim	ш	1775

目標項目	目標値	目標に対する実績	達成率
(研修事業)			
利用者数(人)	6, 000	3, 377	56.3%
指導者養成・資質向上研修受講者数 (人)	2, 000	1, 127	56. 4%
高齢者研修受講者数	600	292	48.7%
利用者の満足度 (%)	90.0	96.8	107.6%

(2)指定管理者独自の数値目標

The state of the s			
目標項目	目標値	目標に対する実績	達成率
(研修)			
ホームページアクセス回数 (回)	50, 000	81, 905	163.8%
メールマガジン発信回数(回)	12	12	100%
広報紙発行回数 (回)	4	4	100%

今後の取組 方針

令和4年度は、第6期指定管理期間5年の2年度目であったが、初年度と同様に 年度当初から新型コロナウイルス感染症の拡大が継続し、ソーシャルディスタンス の確保が可能な人数に調整する等の研修者の感染防止対策を徹底した。また、研修 参加者は、初年度と比較すると増加したが、研修参加の自粛や感染者増加時の予約 のキャンセルなどにより、各種研修受講者数の成果目標はいずれも5割前後に止ま り達成することができなかった。

り達成することができなかった。 令和5年度は、三重県の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた上、 研修参加自粛団体の掘り起こしや各種団体等への訪問活動等により研修参加者の更なる増加を図る。

5 管理業務に関する自己評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

日生未物に関する日に計画 ※指定官理者が変わった場合、前年度の評価は科線を記入しています。			
評価の項目	R3	1四 R4	コメント
1 管理業務 の実施 況	В	В	・令和4年度は第6期指定管理期間5年の2年目であった。新型コロナウイルス感染症拡大継続による、研修参加自粛や研修予約のキャンセルがあり、成果目標値には届かない状況ではあったが、利用者の安全確保を第一に感染拡大防止策を徹底し、質を下げない研修を実施した。 ・各市町の交通安全担当課、社会福祉協議会およびシルバー人材センターとの連携を維持するため、訪問し参加者を募集した。 ・県内の企業団体の利用促進のため、(一社)三重県安全運転管理協議会の協力を得て安全運転管理者講習会の会場で利用案内(3,601 団体)を行い、研修に結びつけることができた。 ・当センターのガイドブックを集客等に結びつくように見直し、利用案内に活用した。 ・指定管理業務にかかる、PDCAを毎年繰り返して業務の見直しを図る上でコロナ禍において新たな生活様式を取り入れた研修方法の定着を進めた。 ・今後においては、新型コロナウイルス感染症にかかる利用者の安全・安心を確保した上で参加・体験・実践型交通安全教育を推進する。
2 施設の利 用状況	С	В	 ・年度当初から新型コロナウイルス感染症の拡大が継続し、ソーシャルディスタンスの確保が可能な人数に調整する等の研修者感染防止対策を徹底した。このようなこと及び研修参加の自粛により、各種研修受講者数の成果目標はいずれも達成することができなかった。 ・コロナ渦において、例年参加している研修を中止する団体がある中、幼児から高齢者まで、定期的に利用いただく団体もあり、それぞれの団体で温度差があったが感染拡大防止対策を図りながら各種研修を実施し当センターの研修を介した感染拡大を防止できた。 ・各市町の交通安全担当者や交通教育指導を対象に、交通指導方法について学ぶ機会を設け、指導者に特化した研修カリキュラムを実施した。 ・「夜間特別研修」や「自転車指導者研修会」などの特別研修を参加人数に制限を設けた上で実施し、地域や職場での指導者を養成した。 ・「夜間特別研修」や「自転車指導者研修会」などの特別研修を参加人数に制限を設けた上で実施し、地域や職場での指導者を養成した。 ・「参加・体験・実践」型研修が難しい中、交通安全DVD教材の貸出しる中、「シニアドライバー安全運転研修(サポカー研修)」を実施し高齢者への普及促進を進めた。 ・「参加・体験・実践」型研修が難しい中、交通安全DVD教材の貸出しる望は多く、各カテゴリー別に最新作を購入して作品紹介とともにHPでも掲載し、利用促進を図るとともに、研修センターの広報に繋げた。 ・昨年度を上回る利用者数となったが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた上で各種団体に対する利用案内を積極的に実施し、コロナ感染拡大以前の利用者数の回復と成果目標の達成に努める。
3 成果目標 およびそ の実績	С	В	・成果目標において、前年度の同種項目と比較し増加傾向が見られたが研修受講者数は成果目標を達成できなかった。一方、指定管理者独自の数値目標であるホームページアクセス数やメールマガジン配信数、広報紙発行回数など、広報にかかる項目は達成した。 ・高齢者対策として、セーフティ・サポートカーの有効性や機能を体験するシニアドライバー安全運転研修を今年度も継続して企画・開催し、高齢ドライバーの安全運転意識の高揚とサポカーの普及を進めた。 ・今後においては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた利用案内の広報活動を活発化させ成果目標の達成に努める。

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 当初の目標を達成している。

※評価の項目「2」「3」の評価: 「C」 \rightarrow 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

(1) 成果目標に対する達成度

成果目標については、利用者数 3,377 人(目標値 6,000 人)、指導者養成・ 資質向上講座受講者数は 1,127 人(目標値 2,000 人)、利用者の満足度 96.8% (目標値 90.0%)で、新型コロナウイルス感染症防止対策で研修者を制限した ことおよび新たな生活様式の浸透により、利用者数、指導者養成・資質向上講 座受講者数については、目標未達成となった。

一方、指定管理者の独自成果目標のホームページアクセス回数は 81,905 回(目標値 50,000 回)、メールマガジン発信回数 12 回(目標値 12 回)、広報紙発行4回(目標値 4 回)と目標を達成することができた。

(2) 残されている課題

- ・コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各種団体の研修自粛傾向が続いたものであるが、感染状況を考慮の上、各種団体を訪問し研修案内を積極的に行い、更なる利用者数の拡大を図る必要がある。
- ・各種研修受講者数の目標達成のため、市町、関係機関・団体との連携を密にし、 ネットワークの強化に努め、広く県内の企業・団体に積極的なPRを行い、施 設の認知度を上げるとともに、他の近隣施設との連携を図るなど更なる利用者 の拡大を図ること。
- ・社会の高齢化に伴い、高齢者が、事故の被害者・加害者になっている現状から、 高齢者団体研修の利用者の更なる増加を図ること。

(3)各種取組み

総括的な評価

- ・広く県民の皆さんに、来て、見て、体験してみようをコンセプトに、幼児から 高齢者まで楽しく交通安全を学んでいただけるような雰囲気の構築を図った。
- ・キャラクター「みまも」を中心とした施設の案内、屋内の飾り付け、ホームページやツイッターの活用、案内ポスターの掲示や各種チラシ類を作成し、広報活動を行った。また、県広報当局の企画によるCBCテレビや三重テレビでの当センターでのロケや独自企画による津ケーブルテレビでの生中継により、交通安全の啓発を兼ねた施設の紹介を行った。
- ・関係機関・団体、企業の協力により、「交通安全夜間特別研修会」を開催する 等、創意工夫を凝らした事業の実施に努めた。
- ・指導者養成・資質向上研修の取組として、主に教職員を対象とした「自転車交通安全教育指導者研修会」、市町の交通安全指導員等を対象とした「交通教育指導員研修会」を開催するなど、様々な機会を通じて指導者養成・資質の向上に努めた。
- ・高齢者の交通安全対策として、セーフティ・サポートカーの有効性や機能を体験するシニアドライバー安全運転研修を開催し、高齢ドライバーの安全運転意識の高揚を図った。
- ・外部の有識者からなる「事業内容等評価検討委員会」を開催し、事業全般について評価・検証を受けるとともに、検証結果については、今後の事業改善に活かしていくこととしている。
- ・地震防災対策など危機管理に対する取組として、危機管理マニュアルに基づく 非常防災訓練を実施し、非常時における誘導経路の確認等を行った。

10 各種審議会等の審議状況について

(令和5年6月1日~令和5年9月18日)

1 三重県私立学校審議会

1審議会等の名称	三重県私立学校審議会		
2開催年月日	令和5年8月29日		
3委員	会 長 梅村 光久		
	委員服部高明 他10名		
4 諮問事項	・専修学校の廃止認可について		
	・学校法人の寄附行為の認可について		
	・各種学校の設置認可について		
	・高等学校の収容定員に係る学則の変更認可について		
	・広域の通信制の課程に係る学則の変更認可について		
	・高等学校の学科の設置認可について		
5調査審議結果	諮問事項について審議され、いずれも認可することに異議はな		
	いと答申された。		
6備考	次回開催日:令和6年3月頃(予定)		

2 三重県総合博物館協議会

1審議会等の名称	三重県総合博物館協議会		
2開催年月日	令和5年7月4日		
3委員	会 長 山田 康彦		
	副会長 大西 かおり		
	委員岩﨑奈緒子 他12名		
4 諮問事項	なし		
5調査審議結果	三重県総合博物館の活動と運営、博物館活動の今後の取組につ		
	いて、意見交換を行った。		
6備考	次回開催日:令和6年2~3月頃(予定)		

3 三重県立美術館協議会

1審議会等の名称	三重県立美術館協議会	
2開催年月日	令和5年7月9日	
3委員	会 長 吉田 俊英	
	副会長 杉本 竜	
	委員 石原 真伊 他9名	
4 諮問事項	なし	
5調査審議結果	令和4年度の事業報告及び令和5年度の事業進捗状況の報告	
	について、意見交換を行った。	
6備考	次回開催日:令和6年3月頃(予定)	

4 三重県人権施策審議会

— 三里尔八尼尼尔 田城五		
1審議会等の名称	三重県人権施策審議会	
2開催年月日	令和5年8月22日	
3委員	会 長 田中 亜紀子	
	会長代理 小林 慶太郎 上野 尚子 他20名	
4 諮問事項	三重県人権施策基本方針の改定について	
5調査審議結果	・「三重県人権施策基本方針(第三次改定)」中間案につい	
	て、意見交換を行った。	
	・「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」素案に	
	ついて、意見交換を行った。	
	・令和5 (2023) 年版第四次人権が尊重される三重をつくる行	
	動プラン年次報告書案について、意見交換を行った。	
6 備考	次回開催日:令和5年12月頃	

5 三重県男女共同参画審議会

1審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会		
2開催年月日	令和5年7月24日		
3委員	会 長 三田 泰雅		
	副会長 大平 肇子		
	委員赤坂知之 他15名		
4 諮問事項	なし		
5調査審議結果	県が実施する男女共同参画施策の令和4年度実施状況の評価		
	方法等について、意見交換を行った。		
6備考	次回開催日:未定		

6 三重県消費生活対策審議会

1審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会		
2開催年月日	令和5年9月6日		
3委員	会 長 平島 円		
	副会長 鈴木 稔彦		
	委員井上珠美 他10名		
4 諮問事項	なし		
5調査審議結果	消費者施策の令和4年度における実施結果および令和5年度		
	における実施概要等について、意見交換を行った。		
6 備考	次回開催日:令和6年8月頃		

7 三重県環境影響評価委員会小委員会

1審議会等の名称	(1)三重県環境影響評価委員会小委員会((仮称)白山三ヶ野
	太陽光発電事業 環境影響評価方法書)
	(2) 三重県環境影響評価委員会小委員会(木曽岬干拓地整備
	事業(第2期)環境影響評価準備書)
2開催年月日	(1) 令和5年6月13日(小委員会)
	令和5年7月7日(現地調査)
	(2) 令和5年9月11日 (現地調査)
3委員	(1) 小委員会委員長 塚田 森生 他7名
	(2) 小委員会委員長 塚田 森生 他9名
4 諮問事項	(1)(仮称)白山三ヶ野太陽光発電事業 環境影響評価方法書
	について
	(2) 木曽岬干拓地整備事業(第2期) 環境影響評価準備書
	について
5調査審議結果	(1) 環境影響評価法に基づく環境影響評価図書について、事
	業者から説明を受け、審議と現地調査を行った。
	(2) 三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書に
	ついて、事業者から説明を受け、現地調査を行った。
6 備考	(1) 令和5年8月10日に調査審議結果を提出
	(2)次回開催日:令和5年9月29日

8 三重県公害審査会 調停委員会

1審議会等の名称	三重県公害審査会 調停委員会
2開催年月日	令和5年9月8日(第1回調停期日)
3委員	調停委員長 石川 友裕 他2名
4 諮問事項	令和5年(調)第1号事件
5調査審議結果	申請人及び被申請人から意見の聴取が行われたが、当事者間に
	合意が成立する見込みがないものと認められ、公害紛争処理法
	第36条第1項の規定により調停打ち切りの見込みとなった。
6備考	